日本古典全集

假字遣奥山路

（上）

石塚龍麿著



顧問
井上通泰先生
山田孝雄先生
新村出先生

正宗敦夫 編纂校訂

日本古典全集

石塚龍麿 著

假字遣奥山路 上巻

假字遺奥山路解題

石塚龍麿の著「假名遣奥の山路」を今古典全集中に加へて出版する事にした。此書の解題は橋本進吉君が細かな解題を大正六年十一月發刊の帝國文學に掲載せられて本書の眞價を闡明して居られるから、右を轉載させていたゞく事とした。此書の名が「假名遣」云々と有るより一寸見て誰も普通の所謂「お」「を」等の區別をした本のやうに見られるが、全くさる類の本では無い事は橋本君の解題をよまるれば明かで有る。古代の晉韻上の研究には唯一無二の參考書で有る。

此書は私が歌文珍書保存會を組織して居た頃刊行したいと思つて橋本君の藏本と宮内省の御本とによつて十數年前に寫して置いたので有る。しかし此書は兩方ともに寫し誤りでは有るまいかと思はれる處がかなり有る、一々訂正する事は仲々困難で有り、又勝手な訂正も出來難いから、本のまゝにして置いた。萬葉の丁數なども隨分誤りが有るらしい、是れは氣が附いた處は訂正して置いたが、一々引き合せかねたから、猶誤が有ると思はれる。圖書寮本と橋本君本との卷丁數の相違の有る處は取調べて正して置いた。

又、どう云ふわけか、萬葉集の字面と合はぬ處が有る。尤其例にとりたる必要の文字は合つて有るので有るが其前後は字面に相違が有るのを同例中に書いて有るやうで有るから、見る人は注意を要する。ひまが有れば諸書に就て異同を撿し、其を頭註して改訂すればよほど此書が使用上良くなるので有るが、私は今非常に

忙しいので其暇が無いのは殘念で有る。又讀者諸君にはすまない事で有る。

石塚龍麿の傳は古學小傳に

石塚龍麿ハ稱ヲ安右衞門ト云、遠江國數智郡細田村ノ人ニテ、鈴門ニ入リ學ヲ修セリ、古書ドモヲアマネククハシク考ヘワタシテ、古言淸濁考ヲ著セリ、鈴屋翁モオノレサキニ著タル神代正語ニモマレ〱ニハ考及バザルコトアリトタヽヘタリ。又詞ノ玉衣ハ人最其用心ヲ稱セリ、

古言淸濁考三卷　假字用格奥乃山道若干卷　眞葛ノ葉若干卷　詞玉衣五卷

と出て居る。歿年は天保六年との事で有るが國學者傳記集成には「文政六年」として有る。しかし之は誤で有らう。又同書に岡部日記を引いて、「藤原の龍麿今年六月ばかり、身まかれりけるに」云々の文を掲げて居るが、眞淵は明和六年に死したので有るから、此龍麿と、本書の著者の「石塚龍麿」とは同名異人で有る。龍麿は餘程篤學の人で有つたと思はれる「古言淸濁考」を本居宣長がたゝへた辭は玉勝間卷四に見えて居る。古學小傳に「詞玉衣」五卷と出して有るが之れは或は小國重年の「長歌詞の珠衣」と混同したのでは有るまいか。多分さうで有らうと思ふ。「長歌詞の珠衣」は先年私が歌文珍書保存會で出版した。右の外に歌語斥非文化八年成一卷寫本が有る。南葵文庫に寫本が有つて寫して持つて居る。眞葛葉はまだ見ぬ。淸濁考は享和元年に版に成つて居る。有益なる著述で有る。

國語假名遣研究史上の一發見

——石塚龍麿の假名遣奧山路について——

橋本進吉

一　假名遣研究の二方面

假名遣とは假名のつかひやう即假名の用法といふ事であるが、ア音を表はすに「あ」を用ゐ、カ音を表はすに「か」を用ゐる如きは甚簡單明瞭であつて何の疑をも惹き起さない。「い」と「ゐ」「お」と「を」などの如く同じ音に對して二つ以上の假名がある場合に、始めて、何れの假名を用ゐるかといふ疑問が起るのである。故に實際に於ては假名遣の問題は假名のつかひ分け以外には存せぬのであつて、假名遣とは同音の假名のつかひ分けであると解して好いのである。

さて假名遣に關する問題には二つの方面がある。一は「い」「ゐ」「お」「を」の如き同音の假名は區別して用ゐるべきか、どうか、若し區別すべきものとすれば如何なる場合に如何なる假名を用ゐるべきかとの問題であつて、一は、此等の假名は實際に於て使ひわけられて居るか、若しつかひわけられて居るとすれば如何なる場合に如何なる假名が用ゐられて居るかとの問題である。即、一は主義の問題であり一は事實の問題である。前者を規範的のものとすれば後者は記述的のものである。普通世間で假名遣問題と云ふのは殆皆前者に屬す

るものであつて、彼の表音的假名遣と云ひ歷史的假名遣と云ひ理論的假名遣と云ふのは何れも假名遣上の主義の名である。現今のみならず古來假名遣の問題として學者の間に論ぜられた事も亦主として此の方面に關するものであつたのである。併しながら他の方面の研究、即事實問題としての假名遣の研究も亦必しも乏しかつたのではない。かの歷史的假名遣の創唱者なる契沖の如きは、平安朝の前期以前の文獻に「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」等の別が嚴然として存する事を發見し、假名遣はすべて此の時代の用例に遵ふべしと說いたのであつて、契沖の假名遣上の主義は其の古代の假名遣に關する研究の結果に基づいて居るのである。さうして契沖が歷史的假名遣を唱へてから、後の學者は多くは此の主義に從ひ、假名遣の標準を古代の文獻にもとめたから、古代の假名遣に關する研究は次第に盛になり、新な資料によつて契沖の研究を補訂したのみならず、從來知られなかつた新事實を發見するものも出て來るやうになつたのである。

抑、古代の言語の音韻組織を研究するに當つて、根本資料となるものは、古代の文獻に於ける音標文字の用法であつて、其の時代の人々が幾何の音を言ひ分け聞き分けて居たかは、當時の文獻に於て音標文字が如何に用ゐ分けられて居るかを見て推測するの外ないのであるから、古代の假名遣の研究は實に當時の音韻組織研究の基礎である。されば、古代の文獻に於ける假名遣の研究は、それ自身として注意すべきものであるのみならず、また國語音韻史の研究に多大の影響を及ぼすものであつて、國語學上甚重要な事項の一である。然るに、在來の國語學史や國語學書の類に於ても、假名遣と云へば假名遣上の主義の問題とのみ解して、猶

他に此の重要な一方面がある事を忘れて居ると見えて、此の方面に於ける假名遣研究の發達の跡を詳にしたものが無いのは甚遺憾なことと云はなければならない。

我々は今こゝに此の方面の假名遣研究史を述べようとするのではない。たゞ、此の方面に於ける諸研究中最著しいものとして三つを擧げたいと思ふ。其の三つは、何れも古代の文獻に存する假名の用法上の特質を發見して、國語音韻史の研究上に大なる貢獻をなしたものである。その三つとは、契沖の和字正濫抄、奥村榮(てる)實(ざね)の古言衣延辨、及び石塚龍麿の假名遣奥山路である。和字正濫抄は「い」「え」「お」と「ゐ」「ゑ」「を」語中語尾の波行と和行の假名「じ」「ず」と「ぢ」「づ」等の別が和名抄以前の諸書に存する事を初めて證したもの、古言衣延辨は新撰字鏡以前の諸書に於て阿行の「え」と也行の「え」と各其の假名を異にする事を明にしたもの、假名遣奥山路は奈良朝の文獻に於て「え」「き」「け」「こ」以下十三音の假名が各兩類に分れて互に混ずる事無きを明にしたものである。此等の諸書の中、和字正濫抄に就いては既に諸書に解題や説明や批評があるから今特に説明する必要がない。古言衣延辨は國語學史の類には其の名さへ見えず、僅に國語學書目解題や國書解題に簡單な解説があるばかりであるが、最近には高橋富兄が增補を加へて出版した事があり、近くは大矢透氏が新に古書に於ける實例を調査し、衣延辨の説の正しい事を論證して古言衣延辨補證を著はされたのであつて、其の價値は漸く識者の間に認めらるゝに至つた。獨り假名遣奥山路に至つては、從來何人も心づかなかつた特殊の假名のつかひ分けが奈良朝の文獻に存する事を明にしたものであつて、其の價値は和字正濫抄にも劣

らぬものであるに拘はらず、今日に至るまで此の書の眞面目を窺ひ得たものなく、國語學史や解題の類に於ける解説も皆正鵠を逸して居るのである。自分は、測らず此の書の性質を明にする事を得て、其の假名遣研究史上、重要なる位置を占むべきものである事を確信するに至つた。今此の篇に於て述べようとするのは、假名遣奥山路に於ける研究についてゞある。

二　假名遣奥山路に於ける研究

假名遣奥山路は、本居宣長の弟子であつて古言淸濁考の著者なる石塚龍麿（天保六年歿）の著である。全部三卷、寫本で傳はつて居る。其の成稿の年代は明でないが、卷頭にある稻掛大平の序に寛政十年九月十五日の日附があるから、それより前の著である事だけは確實である。此の書は本文の前に總論と名づくべきものと、古事記日本紀萬葉集假字と題する萬葉假名の表とがあるのであるが、此の萬葉假名の表は、記紀萬葉に用ゐられたあらゆる眞假名を集めて五十音順に排列し、同音の假名は更に古事記日本紀萬葉集と區別して擧げたものである。本文は、アイウエオ以下の諸音に如何なる假名を宛てたかを示したものであつて、先づ五十音の順序によつて「あ」「い」「う」以下の諸部を立て、各部には其の音（例へば「あ」部にはア音「い」部にはイ音）を含んだ諸語を擧げて其の音に如何なる假名を用ゐるかを註し、且古書に於ける實例を示したものである。第一卷にはあか兩行を、第二卷にはさ行からは行までを、第三卷にはま行からわ行までを收めてある。

此の書は、普通の假名遣書の如く「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」などの假名遣に就いて説いたものではなく、古

事記日本紀萬葉集など奈良朝の文獻に存する假名の定まりに就いて研究したものである事、總論の最初の左の文によつて明である。

上つ代には其の音おなじきも言によりて用ふる假字定まりていと嚴然になむありつるを、奈良の朝廷の末などより此差別(ケヂメ)のみだれつと見えて、古事記日本紀萬葉集の外には證とすべきふみなし。しか定まれるはいかなるゆゑともしれねども、古事解(フルコトトク)にはたすけとなる事いとおほしとは世々の識人(モノシリ)のいまだ見得ざりし事なるを、我師の君のはじめて見得たまひて古事記傳にかつ／＼論らひおかれたる、おのれ其論によりて此ふみをあらはしてその定まりをくはしくわきたむ。

併しながら、こゝに云ふ假名の定まりとは如何なる性質のものであるかといふに、これに就いては、此の書の著書は十分の説明を與へて居ないのであつて、總論を讀んでも之を明にする事が出來ず、此の書の研究の據なる古事記傳の説を見てもやはり明亮な觀念を得られない。(古事記傳の説は後に全文を出す)故に我々は親しく此の書の內容を觀察して之を知るの外ないのである。先づ此の書の初めの萬葉假名の表を見るに　此の表は五十音に分つて多くの同音の假名を集めたものであるが、其の中に（一）同音の假名を擧げて最後に「皆通用」と註したものと、（二）同音の假名を二類に分つて其の各類の終に一々「通用」と記したものとの兩種がある。例へば「い」部「う」部などは

い　〔古〕伊　〔紀〕伊以異易怡壹　〔万〕移以異已壹伊　皆通用

う　［古］宇汙　［紀］宇汙紆于禹羽　［万］宇汙于烏有雲羽　皆通用

とあつて（一）の種類に屬し、「え」部「よ」部などは

え　［古］延　愛　［紀］愛哀埃通用　延曳叡通用　［万］衣依愛通用　延要叡曳通用

よ　［古］余與豫通用　用　［紀］與豫預余譽通用　用庸通用　［万］余餘與譽通用　用欲容通用

とあつて（二）の種類に屬する。又淸濁兩音ある假名では、たゞ淸と濁とを分つたのみのものと、淸と濁とを更に各二類に分つたものとがあるが、これは前掲の（一）と（二）との兩種に相當するものであつて、別のものではない。例へば、「か」部の如きは、

か　［古］甲訶迦加可　濁音賀我何　［紀］加伽迦箇介訶軻柯舸哿可河歌甲　濁音餓俄鵝峨鵞我

［万］加迦架嘉可哥箇香甲　濁音何河我賀　皆通用

とあつて（一）に屬し、「き」部の如きは

き　［古］伎岐吉棄通用　紀幾貴通用　濁音岐藝通用　疑　［紀］枳企耆祇吉已棄伎支岐祁既通用　氣基幾機紀奇通用　濁音疑擬通用　藝嗜儀蟻通用　［万］吉伎企枳棄忌支通用　紀奇寄綺騎貴通用　濁音疑宜義通用　藝祇通用

とあつて（二）に屬する。

かくの如く、あらゆる假名は、此の兩種の何れかに屬するのであるが、假名の下に通用と註したのは、總論に、
假字をあげたる下に通用としるせるは、通ふかなをしめしたるなり。其例をいはゞ「きのふのごとき伎を用ふとあるとも、伎をのみかぎりて用ふるにはあらず。吉枳などを用ひても違ひなし
とあり又、
子小男彥のこには古事記には古をのみ用ひたるに書紀にはひろく古姑故固枯胡孤顧などをも用ひたり(これら皆古に通ふかななり。許已擧據居虛去莒などをば一つも用ひず。こは皆許にかよふかななるがゆゑなり。古と許のけぢめ古事記に明らけし)。又鷄のけには祁鷄稽家啓(皆祁に通ふかななり。古事記には祁の字をのみ用ふ)を用ひて氣開慨階戒凱居(皆氣に通ふ也)などをば用ひず
とあるに據れば、明に、此等の假名を通はして用ゐるといふ義であつて、(一)に屬するものは同音の假名悉く相通はして用ゐ、其の間に何等の區別なきに反し、(二)に屬するものは同音の假名が二類に分れて、同類のものは相通じて用ゐるが、異類のものは互に通ずる事なく、其の間に劃然たる區別がある事を示したものと解せられる。五十音の中、アイウオカクサシスセタツテナニネノハフホマムヤユラリルレワヰヱヲの三十二は(一)に屬し、エキケコソトヌヒヘミメヨロの十三は(二)に屬する。チとモとは古事記に於ては(二)に屬して何れも二類に分れて居るが、日本紀と萬葉集とに於ては混用せられて居る。

以上は萬葉假名の表に於て觀られる假名の區別であるが、次に本文に就いて觀るに、やはり（一）に屬するものと（二）に屬するものとの間には差異があるのであつて（一）の種類に屬するものは「用ゐさま定まりなければあげず」とて全く語を擧げないか又は地名人名神名など特殊の語に於ける假名の定まり（例へば、國名及び人名のイガのガには賀を用ゐて他の字を用ゐないといふ類）を擧げたばかりであるが、（二）の種類に屬するものは、各部を更に二類に區別し、その各類に屬する語を分ち擧げてある。例へば「え」部には「衣」と「延」との二類を立て、「衣」の下には

え（得）　え（「え見ず」などの）　「え」（「えもなづけたり」の）　え（善）　かえ（人名）　えひめ（地名）　えみし（夷）　えつり（薦蘿）　みえり（地名）　えくるしゑ

の諸語を擧げ、「延」の下には

え（「れ」に通ふもの）　え（江）　え（「よ」に通ふもの）　云々え（ヤイユエと活用する言に用ふるもの）　えだ（枝）　えび（帶）　こえ（越）　ふえ（笛）　さえ（米）　ぬえ（鵺）　ふかえ（地名）　くえびこ（神名）　やがはえ

の諸語を擧げ、「よ」部には「用」と「余」との二類を立て「用」の下には

よ（夜）　「よ」（ユエに通ふもの）　より（從）　よぶ（呼）　あよ（地名）　まよ（眉）　よたち

(役)　かよふ(通)　きよし(清)　まよふ(迷)　まよひ(紕)　たよら(揺く貌)　さよひめ(人名)　なよたけ(嫋竹)　いさよふ(猶豫)　かゞよふ(炫)　たゞよふ(飄流)　あさよひ(晝夜)　よぶことり(鳥名)

の諸語を擧げ、「余」の下には

よ(世、代)　よ(辭)　よ(節)　よき(避)　よこ(横)　よし(吉)　よし(緣)　よし(辭)

よそ(外)　よち(同齡の童子)　よぢ(攀)　よど(淀)　よひ(宵)　よむ(算)　よみ(黄泉)

よる(寄)　そよ(物の音)　とよ(豐)　いよ(國名)　ほよ(寄生)　よそふ(人名)　よそひ(裝)　よそり(緣)　よそへ(准)　よすが(因處)　よしぬ(地名)　よさみ(姓又は地名)　よもぎ(蓬)　よゝな(舌の到らぬ)　よろぎ(地名)　よろづ(萬)　よろし(宜)　よろふ(具)

いよゝ(彌)　およし(老人)　とよみ(動騒)　ひとよ(一枝)　とこよ(常世)　よさづら(吉葛)

某よりひめ(人名)　およづれ(妖言)　なまよみ(枕詞)　にこよか(笑ふ貌)　つくよみ(月)

はしきよし(愛)

の諸語を擧げてある。かくの如く(二)の種類に屬するものに於ては各部が悉く二類にわかれて居るのであつて、その各類を此の書では次の如き假名で代表せしめて示して居る。

		類別	
え		衣	延
き	清	紀	伎
	濁	疑	藝
け	（清）	祁	氣
こ	清	古	許
	濁	呉	碁
そ		蘇	曾
と	清	斗	登
	濁	度	杼
ぬ		怒	奴
ひ	清	斐	比
	濁	備	毘
へ	清	幣	閉
	濁	辨	倍

み	微	美	
め	賣	米	
よ	用	余	
ろ	漏	呂	
ち	智	知	此の假名は古事記の外には區別して用ゐてない
も	母	毛	同前

此の類別は、萬葉假名の表にある此等の假名の兩類の別に相當するものであつて、假名の表には多くの同音の假名が兩類の何れに屬するかを示し、本文には兩類の假名が各如何なる語に用ゐられるかを示したものである。

以上述べ來つた所によれば、此の書は記紀萬葉等に於ける假名の用法上の定まりを研究したものであつて、多くの假名は同音のもの相通じて用ゐられるに反し、「え」「き」「け」以下十三(古事記では十五)の假名は各兩類に分れ、同類は相通ずるけれども異類は互に通ずる事なく、其の何れを用ゐるかは語によつて定まりある事を明にしたものである。

抑、假名の定まりには二つの種類がある。一は、多くの同音の假名の中、或る一つのみに限り、其の他のものを用ゐないもの、一は必しも一つと限らず、他のものをも用ゐるけれども、其の用ゐる假名に制限があつ

て、同音の假名全部に及ばないものである。即、一は眞の文字の定まりであり、一は文字の通用範圍の定まりである。地名人名など特殊の語に於ける假名の定まりは前者に屬し、假名のつかひわけ即假名遣の如きは後者に屬する。さうして此の兩種の假名の定まりと音韻との關係を考へて見るに、前者は多くは前の時代からの習慣に從つたものであつて、當時の音韻には關係なき、文字だけでの定まりであるに反し、後者は通常當時の言語に存する音韻の差別に因つて起つたものである。勿論前者とても一層古い時代の音韻狀態を表はすものもあるから、漫然觀過する事は出來ないけれども、其の時代の音韻組織を研究する資料として多大の價値あるものは云ふまでもなく後者である。

假名遣奥山路に於て論じた假名の定まりは如何なる種類のものであるかといふに、「え」「き」「け」以下十三音の假名に關するものは同音の假名のつかひわけ　即假名の通用範圍の定まりであつて純然たる假名遣の問題である。しかるに此の書には、全體としては用法に制限の無い假名でも、地名人名神名等特殊の語に於て定まりあるものは之を擧げたのであつて、此等は、其の文字のみを用ゐて他の文字を代用しないものである。故に此の書に云ふ所の假名の定まりは、兩種のものを含んで居るのである。しかしながら、此の書の大部分を占めて居るのは「え」「き」「け」以下十三音の假名遣に關するものであり、我々が特に此の書に重きを置くのも亦主として此の假名遣に在る事は云ふまでもない。

三　奥山路と古事記傳

假名遣奥山路に於ける龍麿の研究は、其の總論に明記して居る如く、古事記傳の説に基づいたものである。古事記傳の説とは、同書卷一、假字の事の條に見えて居るものであつて、古事記の假名の用法に關する宣長の研究の一節である。其の全文は左の如くである。

さて又同音の中にも、其言に隨ひて用る假字異にして各定まれること多くあり。其例をいはゞ、コの假字には普く許古二字を用ひたる中に、子には古字をのみ書て許字を書ることなく（彦壯士などのゴも同じ）メの假字には普く米賣二字を用ひたる中に、女には賣字をのみ書て米字を書ることなく（姬處女などのメも同じ）キには伎岐紀を普く用ひたる中に、木城には紀をのみ書て伎岐をかゝず、トには登斗刀を普く用ひたる中に、戸太問のトには斗刀をのみ書て登をかゝず、ミには美微を普く用ひたる中に、神のミ木草の實には微をのみ書て美を書ず。モには毛母を普く用ひたる中に、妹百雲などのモには毛をのみ書て母をかゝず。ヒには比肥を普く用ひるた中に、火には肥をのみ書て比をかゝず。生のヒには斐をのみ書て比肥をかゝず、ビには備毘を用ひたる中に、彦姬のヒの濁には毘をのみ書て備を書ず、ケには氣祁を用ひたる中に、別のケには氣をのみ書て祁を書ず、辭のケリのケには祁をのみ書て氣をかゝず、ギには藝を普く用ひたるに、過禱のギには疑字をのみ書て藝を書ず、ソには曾蘇を用ひたる中に、虚空のソには蘇をのみ書て曾をかゝず、ヨには余與用を用ひたる中に、自の意のヨには用をのみ書て余與をかかず、ヌには奴怒を普く用ひたる中に、野角忍篠樂など後世はノといふヌには怒をのみ書て奴をかゝず。

右は記中に同音の數處(アマタトコロ)に出たるを驗(コヽロミ)て此(レ)彼(レ)擧たるのみなり。此類の定まりなほ餘(ホカ)にも多(オホ)かり。此(レ)は此記のみならず、書紀萬葉などの假字にも此定まりほの〴〵見えたれど、其(ソ)はいまだ徧(アマネ)くもえ驗(コヽロミ)ず。なほこまかに考ふべきことなり。然れども此記の正しく精しきには及ばざるものぞ。抑此事は人のいまだ得見顯さぬことなるを、己(オノレ)始て見得たるに、凡て古語を解く助となることいと多きぞかし。

龍麿は此の宣長の說を端緒として研究を進めたのであつて、宣長の研究は古事記のみに限られて居たのを、龍麿は廣く奈良朝の文獻に及ぼし、日本紀萬葉集其他についても精密に調査したのである。其の結果、宣長の說を確めたばかりでなく宣長もまだ想ひ及ばなかつた新事實を發見するに至つたのである

宣長が古事記傳に於て指摘した假名の定まりは、コには普く許古の二字を用ゐた中に、子には古をのみ書いて許を書かず、メには普く米賣の二字を用ゐた中に、女には賣をのみ用ゐて米を用ゐないといふ類であるから、此等の特殊な語に於ける假名の定まりであつて、コ音メ音等の假名全體に通じての定まりではない。然るに龍麿は多くの奈良朝の資料について研究した結果、かやうな定まりは、少數の特殊な語のみに限つたものではなく、コメ等の音を有するあらゆる語に存するものであつて、許の類賣の類の假名と古の類米の類の假名とは各其の用所を異にし、決して混同する事なきを明にして「え」「き」「け」以下十三音の假名遣を立てたのである。

かくの如く龍麿の研究は宣長の研究を繼承したものであつて、全然獨創的のものとは云ひ難いけれども　其

の得た結果は全く新しいものであつて、此の特殊な假名遣を發見した功績は全然龍麿に歸すべきものである。宣長は唯其の端緒を開いたに過ぎない。

四　奧山路に於ける研究の結果

假名遣奧山路に於て研究の資料としたものは、主として古事記日本紀萬葉集の三つであるが、猶其の外に佛足石歌、續紀宣命、出雲風土記などから、姓氏錄、儀式帳、延喜式、古語拾遺、菅家萬葉、和名鈔、台記別記などまでも參照したと見えて其の名が書中に散見して居る。龍麿は此等の資料について調査した結果、アイウ以下の多くの假名に於ては同音のもの相通じて用ゐられるが、エキケ以下十三音の假名は各二類に分れ其の間に用法上の差別がある事を明にしたのである。さうして此の十三音の假名遣は

　奈良の朝廷の末などより此差別のみだれつと見えて古事記日本紀萬葉集の外には證とすべきふみなし

　（總論。但し、古言別音鈔に引用したものには「證とすべき書いと少し」とある）

とある如く、記紀萬葉以外の諸書に於ては正しくないものが多いのであるから、此の三書以外のものは多くは此の假名遣の存在を證する資料とする事が出來ないものである（但し、此の書には「後世の書にても此三書に合へるをばとりつ」とて此等の諸書からも例を擧げて居る）。然らば記紀萬葉の三書は對絶的に正しいものかと云ふに、必しもさうでない。總論にも「古事記は正しき書にしてたがへる事はをさ〳〵なきを書紀萬葉には混雜(みだり)なる處もまれには見ゆ」とあり、本文中にも處々に「紀…………とあるは正しからず」「萬葉に

……………とあるは正しからず」とあるのみならず、最正しいとして居る古事記にさへも間々正しくない所があるのである（「古事記應神段にま肥にはあてずとあるは正しからず」とあるなど）。さうして、此等の正しくない例を如何に説明すべきかについては、龍麿は一言も述べて居ないのである。或は數百の例の中、數箇の例外があつても、意に介するに足りないと考へて居たのであるかもしれないが、これを古代の文獻に於ける假名の用法の問題として、當時の音聲組織にまでも關係させて考へようとすれば、一つの例外でも忽諸に附することは出來ないのである。龍麿の研究は、この點に於て、徹底しないところがあると云はなければならない。

併しながら、龍麿の研究は、飽くまで事實に忠實である。自己の考によつて事實を枉げ又は隱す事が無かつた。これ實に尊重すべき所である。例外とても事實であれば止むを得ないが、此の書に例外として擧げたものゝ中には　研究の不完全な爲知らず／＼事實を誤つたものが少くないのである。其の研究の不完全であつた第一の點は、資料とした諸書の校合が不充分であつた事であつて、其の爲轉寫の誤に心づかず多くの例外を出したのである。例へば「咲ける」「長けむ」の「け」には祁家の類の假名を用ゐて氣の類を用ゐない例であるが、萬葉集卷十七の三十四丁には「佐氣流さかり」とあり、同四十二丁には「けの奈我氣牟」とあつて、何れも他の例に合はない。然るに、元曆本や西本願寺舊藏本、大矢本などによれば、「佐家流」「奈我家牟」とあつて例外とはならない。又「夜」及び「いさよふ」（猶豫）の「よ」には欲の類の假名を用ゐて與の類を用ゐない

例であるのに、萬葉集卷七の三丁には「不知與歷月」並に「與ぞくだちける」とあつて共に此の書に不正としてあるが、古活字本及び大矢本によれば「不知夜歷」「夜ぞ」とあつて共に例に合ふのである。

此の書の研究の不完全であつた第二の點は文法上の考が十分明でなかつた爲當然分つべきものを混同した事であつて、其が爲正しいものを正しくないとした所が少くない。例へば、萬葉集卷十九、三十五丁の「いは敝かみたち」、卷十五、三十八丁の「いは敝わがせこ」同三十六丁の「しぬ敝」などを不正としてあるが、自分の研究によれば、同じ波行四段活用の語尾「へ」でも已然形と命令形とは其の假名を異にし、已然には閉の類を用ゐ命令には敝の類を用ゐるのであるから、以上の諸例は何れも正しいのである。然るに此の書には、之を「たゝか閉ば」「みちと閉ど」など已然形の例と混同した爲、例に合はないことゝなつたのである。

以上の如き諸點は、勿論缺點であるけれども、日本紀や萬葉集などの本文研究もまだ進歩せず、文法に關する知識も不完全であつた當時のことであるから猶恕すべき點がある。けれども、かくの如くして實際あるよりも多く例外を出した結果、例外に慣れて遂に重大なる過失を犯すに至つたのは最悲むべき事である。重大なる過失とは萬葉集中の東國語を例證とした事である。自分の研究によれば、十三音の假名遣が行はれて居たのは、我が國の中央部であつて、恐らくそれ以西の諸地方にも及んで居たであらうが、東國には及ばなかつたのである。萬葉集卷十四の東歌、殊に卷廿なる防人歌に此の假名遣の亂れたものが甚多いのは此の爲である。然るに此等の歌を探つて例證としたのは誠に大なる缺點であつて、東國語を除き去れば此の書に擧げ

た例外は著しく其の數を減ずるのである。

此の書の缺點は唯これのみではない。假名の類別に於て、「け」の淸音に二類の別ある事を認めながら其の濁音に二類の別を立てなかつた事、已既忌を「伎」の類に入れた事、珮を「敝」の類に入れた事、語の類別に於て、「いふ」(云)の已然形「いへ」の「へ」を「敝」の類に收めた事、「け」部に「ける來」と標して「ものいはず僧にて」の例を收めたことなど此の書の誤謬と考へられるものが少くない。又、萬葉假名の表に一字一音の眞假名のみを擧げて、訓の假名や、一字二音の假名（例へば竹を「すだけど」の「たけ」に宛て、當を「たぎつ」の「たぎ」に宛てた類）を收めなかつた事も此の書の不完全な點である（但し、此等の假名に就いても調査したことは總論及び本文中の所說によつて明である）。殊に、我々が、最遺憾に感ずるのは、例外を悉く擧げなかつた事であつて、其が爲、此の書の缺を補ひ誤を訂さうとするには、此の書の著者と同じ徑路を踏んで再根本的に調査しなければならないのであつて、後の研究者に不便を與へる事甚しいといはなければならない。

かやうに假名遣奥山路に於ける龍麿の研究は猶缺點が少くないのであるけれども、而も龍麿の發見したエキケ以下十三音の假名遣は、奈良朝の文獻に於ける假名の用例を精査した結果であつて、動かし難い基礎の上に立つて居るのであるから、大體に於て確實なものと云はなければならない。然らば、此等の假名に兩類の別があるのは何に由るかといふに、龍麿は「上つ代にはその音おなじきも言によりて用ふる假字定まりていと嚴然になむありつるを」（總論）と云つて居るから、音には關係なく唯文字だけでの定まりと考へて居たや

うに思はれるけれども、其のすぐ後に「しか定まれるはいかなるゆゑともしれねども」とあるのを觀れば、これに就いて確實な意見を有して居なかつたやうに思はれる。しかしながら、古言別音鈔に引用した假名遣奥山路には「今の世にては音同じきも古言には音異るところ有りて古書には用ひし假字に差別ありていと嚴になん有りけるを」とあつて、これによれば、古代語にあつた音韻の差別に基くと解して居たやうに見える。かやうに、奥山路の説は本によつて相違があつて、何れが龍麿の本意であるかわからないが、自分は古言別音鈔所引のものが後になつて得た説ではあるまいかと考へる。しかしながら、龍麿が果してこれを音韻の別に因るものと認めたとしても、其の一々の音が如何なるものであるかに就いては龍麿は何等の意見をも述べて居ないのである。さうして此の問題については自分の研究も未だ定説を得るに至らないが、エ音の假名の兩類の別が阿行と也行のエ音の別（即、eとyeの別）に相當するものである事、古言衣延辨や大矢透氏の研究の結果と對照して明であるのを觀ても、此等の假名の區別が奈良朝又は其以前にあつた音韻上の差別に基くものである事は略疑の無い所である。果して然らば、奈良朝又はそれ以前に於てはこれまで考へられて居たよりも多くの音の種類があつたのであつて、上代の音韻組織に關する從來の見解は多大の改訂を要するのである。しかのみならず、語源語釋訓解並に用言の活用に關する從來の諸説は此の新な光に照して再査しなければならないのであり、古書の校定や時代鑑別の際にも亦此の事實を無視する事は出來ないのである。實に龍麿の發見した所のものは國語學上の事實であるけれども、其の影響する所は國語學のみに止まらず、廣

も奈良朝の文獻を以て其の研究資料とするあらゆる學術に及ぶのである。其の結果は誠に重大であるといはなければならない。

併しながら、我々は此の重大なる新事實の發見に眩惑して猶他の方面に於ける龍麿の功績を觀過してはならない。それは、龍麿が十三音以外の假名に於ては同音のものはすべて相通じて用ゐられ、用法上何等の差異が無い事を明にした事である。

我が國古代の文獻に於ける假名の用法を見るに、同一の音は必同一の文字によつて表はされて居るのではなく、同音に對して種々の異體の假名が用ゐられて居るのである（此の事は片假名や平假名に於てもさうであるが、殊に萬葉假名に於ては著しい）故に我々は、今日多くの異體の假名を同音に讀んで居るのであるが、此等の假名が古代に於てもやはり同音であつたといふ事は、此等の多くの假名について一々其の用法を檢し、此等の假名が古代に於ても何等の區別なく相通じて用ゐられて居た事を確めた上でなければ斷言する事が出來ないのである。もし今日之を同音に讀むといふ理由で、直に古代に於ても同音であつたと定めるならば、今日の發音で同音になつて居る、以伊異移（イイイイ）等の假名と爲委位威（ヰヰヰヰ）等の假名は區別する事が出來なくなるのである。古代に於て此等の假名の間に區別があつたといふ事は、其の一々の假名について古代の文獻に於ける用法を檢し、以伊異移等の間には用法上の區別なく、爲委位威等の間にも亦用法上の區別無く、それぞれ相通じて用ゐられて居るが、以伊等の類と爲委等の類との間には劃然たる區別があつて混用しない事を明にして、

始めて知る事が出來るのである。故に假名の用法の調査は、其の用法について疑問のあるものと無いものとを問はず、あらゆる假名に就いてなさなければならないのである。然るに從來の學者の研究は「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」、語中語尾の波行音と和行音及び「じ」「ぢ」「ず」「づ」の如き其の用法に就いて疑問ある少數の假名に止まり、其の他のものには及ばなかつたのである。然るに、龍麿は始めてあらゆる假名に就いて其の用法を研究し、其の結果として十三音の假名に存する特殊な假名遣を發見したと共に、其の他の假名に於ては同音のもの相通じて用ゐられ、其の間に何等の區別も無い事を明にしたのである。此等の、十三音以外の假名については、龍麿はどれほど詳細に調査したかは明でないけれども、奥山路の中に「用ひざま定まり無し」と言明し、又二三の特殊の語に於ける其等の假名の定まりを委細に論じて居るのを以て觀れば、多分精密に論查したものと思はれる。されば其の得た結果は平凡であつて、從來學者の考へて居た所と違はないにしても、これを事實に就いて立證したものは龍麿の外には一人も無いのであるから、我々は此の方面に於ても亦龍麿の功績を認めない譯には行かないのである。

要するに假名遣奥山路は奈良朝の文獻に存するあらゆる假名の用法に就いての根本的研究であつて、我が國古代の音韻組織に關する研究は、こゝに初めて確實な基礎を得たものと云ふべきである。

五　國語假名遣研究史上に於ける奥山路の位置

假名遣奥山路に於ける研究が、國語假名遣研究史上に如何なる位置を占めるかを考へるについては、先づ假

名遣に關する研究が如何に發達して來たかを見る必要がある。

我が國ではじめて假名遣といふ考の起つたのは何時頃であるか確にはわからないけれども、既に鎌倉時代の前半には假名遣の事を說いた書があつたやうであるから、遲くも鎌倉時代の初、恐らく平安朝末期であつたであらう。さうして當時如何にして假名遣といふ考が起つたかといふに、從來の說では、平安朝の半以後、國語音韻に變化を生じて「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」等が同音となつた事を以て其の原因として居るのであるが我々の見る所では、此の說明は謬ではないけれども、猶一つの重要な要素を逸して居る。其の要素とは、當時の人が「い」と「ゐ」「え」と「ゑ」「お」と「を」など同音の假名を、其の音が同一であるにも拘らず、假名としては別々のものと考へて居た事である。抑、當時の文獻について假名の用法を見るに、同音を表はす假名は必しも常に同一のものではなく、同一の音に對して種々の異體の假名が併用せられて居るのであるから、「い」と「ゐ」「え」と「ゑ」などが、發音上區別を失つて、共にイエの音となつた以上は、イ音に對して「い」と「ゐ」を用ゐ、エ音に對して「え」と「ゑ」を用ゐるのは、カ音に對して「か」と「可」「加」などを用ゐ、キ音に對して「き」と「支」などを用ゐるのと少しも違つた所が無いのである。しかも「か」と「可」「加」、「き」と「支」などの間の區別は問題とならずして「い」と「ゐ」「え」と「ゑ」「お」と「を」などのみが問題となつたのは何故かといふに、當時の人は「か」「可」「き」「支」等を同じ假名の異體と認めて居たに反し、「い」「ゐ」「え」「ゑ」等は之を別の假名と考へて居たからである。若し、「い」「ゐ」「え」「ゑ」等を別の假名と考へる事がなければ、其のつかひわけに就い

て疑問の起る筈はないのである。然らば如何にして此等の假名を別のものと考へたかといふに、我々は、當時盛に行はれて居た伊呂波歌に於て此等の假名が別のものとしてあらはれて居るからであると考へる。かやうにして、音韻の方では區別の無いものを假名としては別のものと考へて居た爲、同音に對して二種以上の假名がある事となつて、こゝに初めて何れの假名を用ゐるかとの疑問が起つたのである。これ即假名遣といふ考の起源である。故に我々は平安朝半以後に於ける音韻組織の變化と、平安朝の末に行はれた伊呂波歌とを以て假名遣といふ考の起つた根本原因と認めるのである。

假名遣に關する諸書の中、年代の略明なものでは下官集を最古とする。此の書は文永年間の書寫の奧書があつて、鎌倉時代の半には既に出來て居たのである。此の書の中の嫌文字事と題する一條が假名遣に關するものであつて、甚簡單なものであるが、世に定家假名遣と稱せられて居る假名文字遣は、かやうなものを基礎として、增補を加へたものらしく考へられる。定家假名遣は音の輕重四聲等によつて定めたものゝやうに云はれて居るけれども、この下官集の假名遣は古寫本に於ける實例によつて定めたものと思はれるから、其の主義から云へば寧ろ歷史的假名遣である。故に此の書に擧げた所のものは主として古書に存する實例であるけれども、其の典據とした所のものは多くは平安朝末期の寫本らしく、此等は既に假名遣の亂れた時代のものであるから、假名の用法が一定しないものもあつた爲、下官集や假名文字遣にも兩様になつて居るものもあつて、之を假名遣の標準として見れば統一を缺いて居る。唯其の時代に於ける假名遣の實際を窺ふ資料と

する事が出來るのみである。

鎌倉時代の末又は南北朝の頃に、行阿が下官集の如きものを增補して假名文字遣を作つてから契沖の出るまでの間に出來た假名遣に關する諸書は、殆皆假名文字遣を祖述したものであつて、中には活用や天爾遠波の研究の萌芽となつたものもあるけれども、假名遣の研究、殊に古書に於ける假名遣上の事實を闡明するといふ方面の研究は殆皆無である。唯南北朝の頃成俊の記した萬葉集の跋中に、萬葉集の假名遣が定家假名遣に一致しない事を說いたのだけは注目すべきものである。

契沖の假名遣研究の特色は、古書に於ける假名遣を調査して平安朝初期以前に於ては「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」等の區別が嚴然として少しも亂れない事を發見し、此の時代の用例を以て假名遣の規範と定め、以て從來曖昧であつた假名遣の標準を明にした點にある。其の結果の斬新にして重大なる事、誠に空前と云ふべきである。併しながら、其の研究の項目について見るに、殆全く假名文字遣に等しく、適これに無いものも、すべて契沖以前の書に見えて居るのであつて、一も新しいものは無い。されば契沖の研究は、自らも定家假名遣の誤を訂すと云つて居る如く、假名文字遣以下の研究を承けて起つたものであつて、契沖は、唯之に新な解決を與へたに過ぎないのである。古言梯、わかゝつら其他契沖以後の古學者の研究は、殆皆和字正濫抄に於ける契沖の研究を精密にし、且增補を加へたものであつて、何れも正濫抄の末流と見るべきものである。彼の契沖もまだ心づかなかつた阿行のエと也行のエとの區別が古書に存する事を發見した古言衣延辨

も、亦正濫抄以下の研究の結果、伊呂波歌 五十音圖等に於て別の假名とせられてゐる「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」等が、實際古書に於て用ゐわけられて居る事を明にしたのを見て、これと同じく五十音圖で區別せられて居る阿行のイエと也行のイエ、及び阿行のウと和行のウの別が實際古書にあるや否やを研究したものであつて、やはり正濫抄以下の研究を繼承して擴充したものといふべきである。されど以上の諸研究は皆同じ系統に屬し、我が國に於ける最初の假名遣研究から前を承け後に傳へて漸く發達し來つたものといふことが出來る。

然るに假名遣奧山路に於ける研究は、古事記傳の說から出發したものであるが、古事記傳の說は宣長が親しく古事記の假名の用法を觀察して得た結果であつて、全く宣長の獨創に出たもので他に其の源泉を求める事は出來ない。但し宣長が古事記に於ける假名の定まりを發見したに就いては都合の好い事情があつた事だけは認めなければならない。それは古事記の假名の用法が同音同字主義である事である。古事記の撰者は、古語を誤なく傳へ曖昧を避ける爲に、同音のものにはなるべく同じ假名を用ゐ、同音に二種以上の假名を用ゐる事を避けたのである。もとより、地名人名などには慣用の文字を其のまゝ採用した爲、此の主義は十分押し通す事は出來なかつたけれども、其の用意だけは明に認められる。若し此の主義が十分嚴重に守られたならば、同じ語は常に同じ文字であらはされる筈であるが、實際に於ては同音に二三種乃至六種までの假名を用ゐた例もあり、又後世の轉寫の誤なども混じて居るから、同語は必しも常に同じ字であらはされて居な

いけれども、大體に於て此の主義が行はれて居る爲、精密に觀察すれば、特殊の語に於て其の假名の常に同一である事が觀取せられる。宣長が古事記傳に於て指摘したのはかやうな諸例であつて、之を見出したのは宣長の銳利なる觀察によるとは云ひながら、もし日本紀や萬葉集の如く同音に對して多樣の假名が用ゐられて居たならば、宣長の烱眼を以てしても、恐らく之を發見する事が出來なかつたであらう。されば宣長が古事記に於ける假名の定まりを發見したのは古事記撰者の同字同音主義の賜であつて、太安萬侶の細心が、千歲の後宣長の烱眼に觸れて光を發したのである。

併しながら、古事記撰述の際に於ける假名の選擇の如きは勿論假名遣上の研究といふべきほどのものでないから、奧山路に於ける假名遣研究の源流は宣長から出たものであつて其以上に溯る事は出來ないのである。されば、宣長に萠芽し龍麿に至つて實を結んだ此の新な假名遣研究は、我が國に於ける最初の假名遣研究以來、一系に續いて來た正濫抄や衣延辨其他の研究とは系統を異にするものであつて、其の創始の年代から看て彼を舊系統と名づければ、これは新系統と名づくべきものである。

此の新舊兩系統の假名遣研究は其の發達の徑路に於て各其の趣を異にする　第一に舊系統の假名遣研究は、最初から假名遣の問題として起つたものである。即、同音の假名を如何につかひ分くべきかとの疑問から出發して種々の研究があらはれたのである。然るに新系統のものは、最初は純然たる假名遣（即同音の假名のつかひ分け）の問題でなく、唯特殊な語に於ける假名の定まりと認められて居たのが、研究が進むと共に、

單に特殊な語に於ける定まりではなく同音の假名全體に亘る用法上の區別である事が明になつて、初めて假名遣の問題となつたのである。第二に舊系統の研究に於て古書の假名遣を研究したのは、當時實際に用ゐるべき假名遣の標準とせんが爲であつて、古書に存する事實を闡明するのを目的としたのではない。即、古書の假名遣を研究したのは實用に資せんが爲の手段であつたのであるが、後になつては之を目的とするものが出るやうになつたのである。前述の如く、下官集の假名遣は古寫本に於ける慣例によつたものと思はれるが、古寫本に於ける假名遣を調査した目的は假名を書く時の模範とするに在つたのである。契沖の假名遣研究の目的も亦さうであつたらしく、古言衣延辨などに至つて、初めて古代の假名遣を明にするのを目的としたやうに思はれる。かやうに舊系統のものは實用上の問題から始まつて古書に存する事實の研究に及んだのである。然るに新系統のものは、古事記に於ける假名の用法の研究に始まつて、遂に一般に奈良朝の文獻に於ける假名の用法に及んだのであつて、其の研究の目的は、最初から此等の諸書に於ける事實を明にするに在つたのである。若し其の他に目的があるとすれば、それは古語を解釋する時の標準とする事のみであつたであらう。(それもやはり古書に於ける事實を闡明せんが爲である)、但し龍麿は、かの奈良朝時代に特殊なる假名遣を以て萬葉假名でもの書く時の標準とするやうに說いたけれども、これは寧ろ此の假名假を發見したから起る自然の結果であつて、最初から此の事を目的として研究を始めたとは思はれない。されば舊系統のものは假名遣の標準とせんが爲に古書の假名遣を研究し、新系統のものは古書に於ける假名遣を研究した結果、

おのづから新な假名遣の標準が生じたものと云ふべきである。

新舊兩系統の間には以上の如き諸點の外に猶一層著しい差異がある、舊系統に屬する諸研究は、たとひ其の得た結果は新しいものであつても、其の研究事項は決して新しくないのである。和字正濫抄は「い」「ゐ」「え」「ゑ」「た」「を」等の別が古代の文獻に存する事を初めて明にしたものであるけれども、此等の假名は既に伊呂波歌に於て別のものとせられ、其のつかひ分けは假名遣といふ考が初めて起つた時から問題となつて居たのである。「ぢ」「じ」「づ」「ず」の別の如きは假名文字遣には見えないけれども、それでも正濫抄以前の諸書に論ぜられて居るのであつて、正濫抄に於て始まつたものではない。古言衣延辨は阿行と也行のイ、阿行と和行のウ、阿行と也行のエについて研究し、阿行のエと也行のエと用法上の別ある事を明にしたものであつて、其の結果は新しいけれども、此等の假名は五十音圖や天地の歌に於て別のものとなつて居り、其の區別は從來學者の間に論ぜられて居たのである。かくの如く舊系統に屬する諸研究は、從來問題となつて居た事項を古書に存する事實について研究したものであるから、其の得た結果は、事實としては新しくとも思想の上ではさほど珍らしいものではない。然るに新系統なる假名遣奧山路の研究は、古書に於ける假名の定まりを調査するのを目的として遂に十三音の假名遣を發見するに至つたのであるが、かやうな假名遣のある事は從來何人も思ひ寄らなかつた事であつて、唯事實として新しいばかりでなく思想の上に於ても全く新しいものである。さうして正濫抄や衣延辨に於て明にした假名の別は、伊呂波歌、天地の歌、五十音圖などにも區別があつて、

從來問題となつて居たのであるから、人の注意を惹き易く、從つて其の研究に手を着けるものもあり易い譯である。然るに、奧山路に於て明にした假名の區別は、五十音圖其他從來知られて居た音韻並に文字上の區別に該當しないものであつて、未だ想も及ばなかつた新事實である。かやうなものは容易に人の心づかないものであるから、其の研究を起さしむる契機たるべきものを得がたい。もし人の注意を喚起するものがあるとすれば、それは、其の事實の端々が或特別な場合に表はれて居るものより外にないのである。宣長が古事記に於て假名の定まりを見出したのは、この特殊な假名遣が特殊な語の上に表はれて居るのを觀取したのであつて、これが龍麿の新假名遣發見の端緒となつたのである。何等の疑問もなく何等の目標もなくして研究を始める事は殆んど不可能であるから、若し宣長の研究が無ければ龍麿の研究も起らず、從つて此の假名遣の發見も無かつたであらう。我々はかやうな意味に於て、宣長の研究が新系統の假名遣研究の發達史上に重要なる位置を占めるものである事を否む事は出來ない。

かやうに、舊系統の研究は思想が先にあつて事實の研究を喚び起したものであるに反し、新系統の研究は初から事實について調査したものであるから調査の進むに從つて想ひがけない新事實を發見したのである。さうして、かやうな新舊兩系統の相違は又他の方面に於て重大な差異を生ぜしめた。舊系統のものに於ては、其の研究の範圍は、「い」「ゐ」「え」「ゑ」「お」「を」、語中語尾の波行と和行の假名、「じ」「ず」「ぢ」「づ」、阿行の「え」と也行の「え」など一部の假名に限られ、其の他のものには及ばなかつたのであるが、新系統のものに於

ては其の研究があらゆる假名に及んで居る、これは、舊系統の諸研究は從來問題となつて居た事項を解決せんが爲に起つたものであつて、その問題となつて居たのは、發音同じくして而も伊呂波や五十音で別のものとせられて居る假名だけであつた爲、其以外のものは全く顧られなかつたのである。然るに新系統に屬するものは最初から直に事實に就いて假名の定まりを研究したのであつて、如何なる假名に定まりがあるかは全く豫測する事が出來なかつた爲、あらゆる假名に就いて調査しなければならなかつたのである。其の結果十三音の假名遣を發見したと共に其の他の假名に於ては同音のものすべて相通用することを確め得たのである。さうして、あらゆる假名に亘つてのかやうな研究が、いかに價値あるものであるかは前に述べた所によつて明である。

以上述べ來つた所によれば新系統の假名遣研究は舊系統のものに比して種々の特色を有し、これに優るとも劣らぬ立派な功果を擧げたのである。

假名遣奥山路の假名遣研究史上に於ける位置を明にする爲、之を舊系統に屬する諸研究と對比して見よう。

假名遣奥山路は、新系統に屬する研究の中で、初めて古書に存する假名の用法上の特質を發見して新な假名遣を樹てたものであつて、舊系統に屬する諸研究中此の點に於てこれに比すべきものは、和字正濫抄と古言衣延辨とがあるのみである。然るに、衣延辨はイウエの三音の假名について研究し、エ音の假名に兩種の別ある事を明にしたものであるが、この研究は奥山路の研究中イウエの三音に關する部分と同じ事である。

唯奥山路では奈良朝に於ける實例の上からエ音の假名に兩類の別ある事を明にしたのみで、その別は何に基づくものであるかについては解釋を下して居ないのであるが、衣延辨では奈良朝のみならず平安朝の初期にも其の別ある事を明にし、且この兩類の別は阿行と也行のエ音の別である事を論證したのである。即、奥山路は、唯事實を發見したのみで、其の事實の解釋には及ばなかつたが、衣延辨に於ては事實の調査を一層精密になしたと共に其の解釋をもなしたのである。かくの如く衣延辨の研究は奥山路よりは完備し且進步したものであるけれども、其の主要なる部分、殊に基礎たる事實の調査は大抵奥山路に於てなされて居るのであり、且其の成稿の年代も衣延辨は三十年ばかりも後れて居る。故に衣延辨の研究は奥山路の研究の一部を增訂し大成したものと見做しても好い位である。かくの如く、奥山路は衣延辨よりも前に衣延辨の研究の大部分を成し遂げて居るのみならず、奥山路の研究は唯二三の假名のみに止まらないのであつて其の範圍は衣延辨に比して遙に廣いのであるから、衣延辨は其の價値に於て到底奥山路と比肩しがたい。さすれば舊系統中にあつて奥山路に匹敵すべきものは、唯和字正濫抄ばかりである。

和字正濫抄は舊系統に屬する諸研究中初めて古書に存する事實に基づいて假名遣を樹てたものであつて、此の點に於て奥山路に一致する。今其の研究の成績について此の兩書を比較して見るに、正濫抄は研究の範圍が一部の假名に止まつて居るのに奥山路はあらゆる假名に及んで居るのであるし、正濫抄は、從來問題となつて居た假名の別が實際に存する事を確めたばかりであるのに、奥山路は從來全く知られなかつた假名の

別が古書に存する事を明にしたのであつて、其の研究の範圍の廣汎な事に於て、又得た結果の斬新な點に於て、奥山路は遙に正濫抄の上に出て居る。しかしながら、契沖の假名遣研究は其の得た結果が重大であつたばかりでなく、契沖が用ゐた歸納的科學的の研究法が後世に影響を及ぼした事多大であつて、以後の學風は爲に一變したのである。龍麿には、もとよりかやうな事なく、其の研究の方法は唯、契沖乃至宣長の跡を追うたに過ぎない。とは云へ、契沖自ら此の方法によつて研究したのは唯同音であつて異字と考へられて居た數箇の假名のみに過ぎなかつたが、奥山路に於て初めてあらゆる假名に及んだのである。されば契沖の創めた研究法は、假名遣の方面に於ては、龍麿に至つて初めて到るべき所まで到つたと云ふべきである。唯正濫抄及び其の系統のものに於ては、其の研究は單に事實の調査のみに止まらず事實の解釋にまでも進み、音韻組織の問題にまで入つて居るのであるが、奥山路は事實の闡明に於ては大なる功績を擧げる事が出來たけれども、其の解釋に至つては大部分は未解決のまゝに殘して置いたのである。併しながら、これは難易同日の談でないからであつて、正濫抄の研究でも多くの後の學者によつて、補訂せられて始めて完備の域に近づいた事をおもへば決して奥山路の著者を責むべきではない。

要するに假名遣奥山路は和字正濫抄と共に國語假名遣研究史上の双璧であつて、龍麿の名は契沖と相並んで永く學者の忘るべからざるものである。

假名遣奥山路の末書としては古言別音抄（寫本一册）がある。此の書は草鹿砥宣隆（明治二年歿）の著であつで、嘉永二年十一月八木美穗の序がある。其の體裁は奥山路に似て、開題と萬葉假名の表と本文（即、假名遣辭書）とから成つて居る。此の書は奥山路の研究を童蒙の爲に見易く抄出したものであつて、奥山路に說いた假名の定まりの中、一般に用法上の區別なき假名に關するものはすべて除き去り、唯エキケ以下十三音の假名遣に關するもののみとなし、萬葉假名の表も唯此の十三音に關するものゝみを擧げ、表の體裁も、奥山路に、まづ古事記、日本紀、萬葉集と分ち、更に之を各二類に分つたのを改めて、最初から、此等の假名を二類に分ち（一を汎用、一を單用と名づけた）、書名は一々の假名に符をつけて示すことゝしたから、十三音の假名の區別が判然と見わけられるやうになつたのである。又、本文も、奥山路の體裁を改めて、十三音の假名遣に關係あるあらゆる語を五十音順に排列して、一々の語にいかなる假名を用ゐるかを註したのであつて、同音の假名に用法上の別ある事を示すものとしては不適當であるけれども、既に其の別ある事を認めた上で、或語にいかなる種類の假名を用ゐるかを知るには便利である。又、開題中に「さて其假字の中に、アイウオカクサシスセタチツテナニネノハフホマムモヤユラリルレワヰヱヲの三十四音はいづれの語に何れの假字を用ひても同じ事なり。エキケコソトヌヒヘミメヨロの十三音は音毎に假字二つに分れて互に混ずる

事無し。濁音もまた然り」とあるのも、甚簡單な言ではあるけれども奧山路に於ける研究の要點を明亮に言明したものであつて、かやうな明白な說明は奧山路の中に於ても決して見出す事が出來ないのである。かやうに此の書は奧山路に於ける研究の結果を簡約に明亮に說明したものとしては、よく其の目的に適つたものであるけれども、これを假名遣の研究として觀れば、極めて價値の少いものであつて、其の所說は一歩も奧山路以外に出た所なく、全部奧山路の說に據り、其の誤をも襲つて居るのである。又、かの十三音の假名の用ゐわけが、何に基くかとの問題に就いては、此の書は明に音韻の相違によると說いて居るのであるけれども、これも、既に、此の書に引用した奧山路に說いた所である。又其の音の性質についても、序に、

今此書に集たる延と愛のたぐひは彼開合また四聲などに依るにあらずいにしへより每字につきたる中國の字音の差別を古言の音の差別に配たるものなれば

とあるのを觀れば、多少漢字音についても研究したもののやうに思はれるけれども、其の結果に於ては奧山路以上に進んで居ないのである。

此の書は奧山路を五十音引に改めた點に於て和字正濫抄に對する古言梯と趣を同じうする。しかしながら、古言梯は、唯正濫抄の說に盲從したのではなく、新撰字鏡催馬樂譜など契沖の未だ見なかつた新しい資料を以て正濫抄の缺を補ひ誤を訂したのであるが、かやうな事は此の書に於ては見る能はざる所である。故に此の書の價値は、古言梯には及ばないものであつて、寧、正濫抄を伊呂波引にした釋萬葉集附錄に比すべきも

のである。

さうして、奥山路の研究を承けて出たものとしては古言別音抄が唯一のものであつて、此の特色ある新系統の假名遣研究は、十分の發達を遂げずして、斷絶してしまつたのは甚遺憾な事である、之をかの和字正濫抄の研究が古言梯以下の諸研究によつて次第に增補訂正せられ、事實の調査に於ても、又其の說明に於ても、漸く完備の域に達したのに比すれば、甚しい懸隔と云はなければならない。さうして、奥山路の研究は、啻に其の研究を繼いだものが無いばかりでなく、其の如何なるものであるかを正しく理解したものも殆無いのであつて、古くは荒木田久老が

近頃龍麿とかいふ田舍者假名の事を彼是申候。その考全く己より出たる考にては無之、宣長が說によりて其說に叶はぬは不正とし其說に叶へるを正しとしたるものに候。古への假名にも悉くわかちあるよし申候。是も甚偏論にて御座候。譬へば紀の字は城の假名に用ひて垣のきには用ひずなど申す類にて候。能考へ見候に、紀の字城の義ならぬ所にもあまた用ひ候例有之候。是等も本文に申候通り彼廓內を出でず己より考へ見申す力なく宣長が說を尊信してそれを鑑として古へを強ひ候事に候。愚人のわざいふにたらず候。（和歌史の研究三二四—五頁所載、御薗主計助及び世古帶刀宛の書翰）

と評したのも、全く誤解から出たものであり、近くは、國語學書目解題に

この書はかなつかひのことをかきたるなれども其目的普通にいふ所とやゝ異れり。そは萬葉集、古事記

日本紀の中に漢字の音をかりて詞をうつしたるに用ゐたる漢字をあつめたるにて、某の音にいかなる漢字をつかひてあるかといふこと、又詞により音は同じけれども、あてたる字に一の慣例あることを考へたるなり。　たとへば古事記に「子」「小」「男」「彦」などの「こ」には必「古」の字のみを用ゐ書紀には「古」「姑」「故」「固」「枯」などの字を用ゐたること、又辭の「け」には書紀に「祁」「鷄」「稽」「家」「啓」を用ゐて「氣」「開」「慨」「階」「戒」「凱」「居」を用ゐず、古事記に「は祁」のみをもちゐたること等の類なり。
この說のもとは、古事記傳に見えたるを、さらにそれを敷衍してあまねく三書を捜索してそのよしを證明したるなり。詞の順序は五十音順によれり。(同書九三―四頁)

とあるのも、この書の眞相を解したものとは見難く、保科氏の國語學小史に

要するに此奥の山路は言葉を五十音順に配列して眞假字の使用法を說明したもので、例へばそには蘇と曾とを用ゐる場合があるといふことを說き、次ぎに、其用例を示して居ります。又記紀萬葉の中に使つてある眞假字の統計を擧げて居りますが、是は比較研究上甚だ便利なものです(同書三六〇―一頁)

とあり、又同氏の國語學史に

龍麿の「奥の山路」三巻わ歴史的假名遣派に屬するものである。かれの考でわ、假名遣のもつとも正しかつたのわ、記紀萬葉でこの右にいずるものがない。ことに記が正しいものであるのわ古事記傳によつて明である。故に記傳の說によつてこれおあらわしたと述へている。(同書一九五頁)

とあるのも誤ではないけれども要點を逸して居る。花岡氏の國語學研究史には此の書を雅言假字格等の諸書と共に「さまで留意すべき程の著述にあらず」(同書五十八頁)と評し去り、福井氏の日本文法史や長氏の日本語學史には、この書の名さへも載せて居ない。

かやうに、奥山路の研究が世に知られないのは、此の書が刊行せられなかつたのみならず(但し刊刻の企はあつたと見えて享和元年刊行の古言清濁考の後附に近刻と見えて居る)、其の寫本も甚少かつたからでもあらうし、又、其の研究の結果が世人の想像さへしなかつた新奇な事實である爲、人の耳に入り難かつたからでもあらうが、その最重なる原因は此の書自身の中に在ると考へられる。即、其の總論に於ける說明が甚不十分であつて、此の書の性質に就いて明亮な概念を與へ難く、本文中にも特殊な語に於ける假名の定まりと十三音の假名遣とが混じて居て見分け難く、且「正しからず」と記した例外が多い爲、實際定まりが無いものに強ひて定まりを立てたやうに見えて、人をして其の結果に幾何の價値があるかを疑はしめるからであらう。此の缺點を補ふには、幸に古言別音抄があつて、此の書の研究の要點を簡明に說明して居るけれども、これは奥山路よりも一層流布しなかつたものらしく、實際に於て効果がなかつたものと思はれる。かやうな事情によつて、上代の假名遣に關する此の重要な研究は今日に至るまで其の存在を認められなかつたのである。自分が此の書の性質を明にし、其の價値を認めるに至つたのは、自分が偶然にも奈良朝の文獻に於てケ音の假名に兩類の別ある事を發見したに據つてである。自分が數年前奈良朝の文章法に就いて研究中、萬葉集東

歌中の家の字の用法について疑を起し、家の字並に一般にケ音の假名について調査した結果、萬葉集に於ては、東國語の歌の外にはケ音の假名に兩類の別があつて、各其の用所を異にし、決して混同しない事を發見し、更に他の資料に就いて調査した結果、此の事は、萬葉集のみならずあらゆる奈良朝の文獻に存する現象である事を明にし、猶、「け」音の例から推して、キヒミメコ等の假名にも此の種の別があるべき事を豫測して、まづキ音の假名について調査を進めて居る時、測らず古言別音抄を見、これによつて奥山路に既に此の研究がある事を知り、奥山路を披見した處、その研究の結果が殆ど自分の得た所のものに一致するのを見て、始めて此の書の眞面目を明にする事が出來たのである。其の後、自分の研究を進めるに從つて、其の短所や誤謬も明になつたけれども、而も、奥山路に於ける研究は大體に於て正鵠を得たものである事を確め、上代の假名遣の研究として、國語音韻史の研究上にも極めて價値あるものである事を信ずるに至つたのである。

自分が此の篇を草した目的は、假名遣奥山路に於ける研究の大體を述べて、龍麿が假名遣研究上に立てた偉大なる功績を傳へる爲である。故に、奈良朝に於けるこの特殊な假名遣そのものに關しては委曲を盡さない所が多い。しかしながら、此の假名遣については龍麿の研究も猶缺點多く、根本的に再査する必要があるのであるから、自分はケキ兩音の假名の調査に引續いて獨立に研究を進めて居るのであつて、それが完了するまでは斷言し難い點も少くないから、委細は自分の研究が完成した時に讓りたいと思ふ。

假字遣奧山路　上

假字つかひ奥の山路序

あやしかも奇しかも。世のありさまは。ひたふるにうつろひかはらふものとのみ思ふを。うつろひかはらふまに〳〵。又いにしへにをちかへりて。上つ代の正しく明らけき事の。又つき〳〵にあらはれゆくめるよ。そが中に。まづ物かきしるすに。かなづかひといふとのありて。いゐえゑおをなにとのこゑの同じきがごときこゆれど。おの〳〵こと〳〵なるさたまりのあるを。それ中つ代より代も久に。あし垣のみたれてなもありけるを。おしてる難波にありける名高きほうしの。わきためたゝされけるより。つき〳〵に古事をしふる人々の。いよ〳〵くはしくかむかへしられてなも。今はよ又。皆人。いにしへの假字をよくわきまへしりける。こゝにわが鈴屋大人。みさかりに。古事學びを世にほどこらし給ふとは。種々の書らしるししめしたまふが中に。古事記の傳の始の卷に。かの記の假字の。殊にたゞしくて。古言のこゑのすみにこりをくはしくかけたると。又同し假字の中にもその言によりて。つかへる文字のかはれるとをら。はじめてかむかへ出給ひて。そのことかつ

がつあけつらひ給へりけるを。此大人のをしへ子。わが學びのはらからなる。遠江國人石つかの龍麿。大人のをしへをつぎたすけむとこれらのことを。なほひろくかむかへいたづきて。さきに古言清濁考をあらはし。此度又この奥の山路といふ書をあらはし出たるは。いみしきいさを人になもありける。そも〳〵此山路に入たちて見るに。物の正しく事の明らけきは。とほついにしへなりけり。此かなづかひよ。かのいゐ衣ゑ於をなにとのけちめのみならず。五十の音。大かたその言によりて。つかひたる假字。異にして。さたまれるなも多かりける。こゝを思へば。わが大人の古をさとり給へる事の。まくはしくつばらなるほどあふがれ。又此龍まろが功のほども。おぼろけならずなも思ひしらえける。かれかのいゐえゑおをなにとの　大かたのさだまりをのみわきまへたるは。たとへば御里の内の大路小路。また一邑のほとりの野路岡路なにとをのみよくしりてゆきかひて。あし引の山鳥の尾の一峯あなたは。いまた越しらぬがことくにぞありける。かれ古こと學びにこゝろざし深からむ人は。此山路のおくまでかよひ見て。八十隈百隈つはらにしりてぞ。いゆきたらはすべかりける。かくいふは。いろは假字もて事しるさむには。かの里ちかき野路岡路

にてたりてしあれど。ことありて。眞假字もて物かゝむとするには。大方のかなづかひをのみたゞしては。猶いにしへにたがへることなも多かるべく。又古言の意を解あかさむにも此山路ふみしらでは。あらぬさまにときひがむることは多かるべきによりてなり。いでや。此奥の山路はや。かくさだかになも有けるを。人はみなしらずいたらず。枳棘（カラタチウバラ）原生（オヒ）をゝり木のくれしげくうづもれてなも有けるを。燒鎌の利鎌もて苅そけかきはらひつゝ。今のはり道と行やすく越やすく治なしたるは。あはれ此いさを人の。いみしき功になも有ける。

寛政十年九月十五日

伊勢人　稻掛大平

かなつかひおくの山路

○上つ代にはその音おなじきも言によりて用ふる假字定まりていと嚴然になむありつるを奈良の朝庭の末などより此差別(ケヂメ)のみたれつと見えて古事記日本紀万葉集の外には證とすへきふみなし（後世の書にても此三書に合へるをはとりつ）しか定まれるはいかなるゆゑともしれねども古事解(フルコトトク)にはたすけとなる事いとおほしとは世々の識人(モノシリ)のいまだ見得ざりし事なるを我師の君のはじめて見得たまひて古事記傳にかつ／＼論らひおかれたるおのれ其論によりて此ふみをあらはしてその定まりをくはしくわきたむ

○古事記は正しき書にしてたかへる事はをさ／＼なきを書紀万葉には混雑(ミダリ)なる處もまれには見ゆそは古事記によりて正しつ

○書紀はそのかみあらたに假字を撰びてかけりと見えて古事記万葉にも其外の古書にもなき假字ともおほし（イセを伊齊カヒを柯彼とかける類也これらも哥ならぬ處には伊勢甲斐とかきて古事記万葉に同し）されど用ひさまはいと正しくなむありけるたとへば子小男彦のこには古事記には古をのみ用ひたるに書紀にはひろく古

姑故固枯胡孤顧なとをも用ひたりこれら皆古に通ふかななり討已擧據居虚去苜なとをは一つも用ひすこは皆許によふかななるかゆゑなり古と許のけちめ古事記に明らけし又辭のけには祁鷄稽家啓皆祁に通ふかななり古事記には祁の字をのみ用ふを用ひて氣開慨階戒凱居皆氣に通ふ也なことをは用ひす此外をも准らへて知へし但し書紀の如くめなれぬ假字はわつらはしければ今ものかかむには猶古事記の假字にしたかふへし

○萬葉にも假字をひろく用ひたれとも定りに違へるはいとまれなり又訓をこれるにも借字を用ふるにも定めあり辭のそには衣を用ひて十を用ひすすそのそまそ鏡のそには十を用ひて衣を用ひす衣は曾の借字十は蘇の借字なるかゆゑなり但し此格に違へる處もひたふるになきにはあらねとそはいとまれなり

○なへては定りなき假字も國名地名姓人名なとには定まれるあり『いせのせに勢『かひのかに甲『つくしのしに紫美濃の郡名『ふはに不破なとかける類ひなりせかしふはの假字凡ては定りなしこは今の代までもをさ〳〵違はすいにしへより用ひこしまゝなり

○通用するかなのおほく用ひたるをば一つ二つをあげてこと〳〵くはあげず皆ひとしければなり

〇假字をあけたる下に通用としるせるは通ふかなをしめしたるなり其例をいはゞ『きのふのごとき伎を用ふとあるとも伎をのみかきりて用ふるにはあらず吉枳などを用ひても違ひなし又通用の假字なるもかよはざるあり蘇宗は通用のかなにして地名の『ソガのソには蘇宗を交へ用ひたるに『ソテのソには蘇をのみ用ひて宗を用ひす此類ひ猶外にもありそは其條々にくはしくいへり凡てものかゝむには古書をよく〳〵考へてみたりにすまじきものぞ

〇通用の假字の内にもまた定まれるなりそはしの假字の内古事記にしと斯とは多く通用したれとも『ありし『なかりし『ゆきしなと云過去のしには斯をのみ用ひてしを用ひす又『うつし（顯）のしにはしをのみ用ひて斯を用ひたる處は一つもなし但し書紀万葉はしの假字の用ひさま正しからねは古事記にのみよりつ

古事記日本紀萬葉集假字

官長曰紀○ノ介个ノ讀カ

あ〔古〕阿〔紀〕阿婀欸〔万〕阿安　あのかなは用ひさま定りなし

い〔古〕伊〔紀〕伊以異易怡壹〔万〕移以異已壹伊　皆通用

う〔古〕宇汙〔紀〕宇汙紆于禹羽〔万〕宇汙于烏有雲羽　皆通用

え〔古〕延愛〔紀〕愛哀埃通用延曳叡通用〔万〕衣依愛通用延要叡曳通用

お〔古〕淤意隱〔紀〕飫於乙億憶〔万〕於意憶飫　皆通用

か〔古〕甲訶迦加可濁音賀我何〔紀〕加伽迦箇介訶軻柯舸哿可河歌甲濁音餓俄鵝峨鵞我〔万〕加迦架嘉可哥箇香甲濁音何河我賀　皆通用

但し甲の字古事記書紀万葉ともにかひとつゝく處にのみ用ひて外には用ひぬかなゝり

き〔古〕伎岐吉棄通用紀幾貴通用濁音岐藝通用疑〔紀〕枳企耆祇吉已棄伎岐祁既通用氣基幾機紀奇通用濁音疑擬通用藝嶬儀蟻通用〔万〕吉伎企枳棄忌支通用紀奇寄綺騎貴通用濁音疑宜義通用藝祇通用

く〔古〕久玖濁音具〔紀〕句倶區久玖絢矩屨窶苦衢濁音具愚娛虞〔万〕久玖君苦口九鳩濁音具隅遇求皆通用

け固祁氣濁音宜下牙　紀計鷄祁稽家啓通用　氣開階慨概戒該居凱通音　濁音礙导愷覓　万家計盖祁奚
雞鷄介價通用　氣既通用　濁音牙礙宜夏雅

こ固古胡故高通用　許去通用　濁音碁其　紀古故姑固枯胡孤顧通用　據居虚去許擧莒渠通用　濁音呉誤通用
悟吾語馭御五通用　万古故姑枯胡孤庫通用　已巨虚許居去通用　濁音呉後吾其碁期通用

さ固佐左沙濁音邪奢　紀佐差瑳作娑沙淦　濁音裝藏社　万散紗作佐左齊草柴　濁音射謝社邪　皆通用

し固紫斯志師色芝　濁音士自　紀志嗣辭之時詩試（紙イ）芝始資斯絶伺施思旨指尸矢壐師子茲紫　濁音餌
士貳自兒茸珥　万志之新斯進信指子此司旨水次式四詩詞偲師事紫思死　濁音慈時盡士寺緇自
皆通用

す固須洲州周　濁音受　紀素須殊輸秀周主酒蕓　濁音孺儒受　万須周殊酒洲渚數　濁音受　皆通用

せ固勢世　濁音是　紀勢西齊劑制世細栖　濁音筮噬　万世勢西施　濁音是　皆通用

そ固蘇宗通用　曾濁音叙　紀蘇素泝通用　曾層贈則諸所通用　濁音叙序鋤茹　万蘇素宗祖通用　曾僧増憎
則所通用　濁音叙俗序

而日貳ハ貳ノ誤也

た 因 多他當 濁音 陀太 紀 多哆柂 濁音 柁太娜駄儺嚢 万 多他丹 濁音 太陀駄 皆通用

ち 因 智知 濁音 遲治地 紀 知智笞池致揥 濁音 泥旎尼遲膩 万 知智陳耻 濁音 遲地治 書紀万葉用ひさま正しからず

つ 因 都 濁音 豆 紀 兎菟屠都 濁音 豆頭逗圖迩努 途イ 万 都追通川 濁音 豆頭 皆通用

て 因 弖帝 濁音 傳殿 紀 弖底帝諦題堤 濁音 弟涅泥涅提耐 万 弖天帝底堤提 濁音 伝尼塗代 皆通用

と 因 登等 通用 斗刀土 通用 濁音 杼騰滕 通用 度 紀 登鄧等苔 通用 斗刀杜圖屠都徒 通用 濁音 耐廼騰 通用 奴渡度 通用 万 等登澄得 通用 斗刀土 通用 濁音 杼特騰縢 通用 度渡 通用

な 因 那 紀 那娜乃儺 万 奈柰那南難寧 皆通用

に 因 爾邇 紀 爾儞尼而邇珥貳 万 爾邇仁柔尼二而日 皆通用

ぬ 因 怒努 通用 奴濃 紀 努怒 通用 奴農濃 通用 万 怒努弩 通用 奴農濃 通用

ね 因 泥尼禰 紀 泥涅禰佞 万 禰年尼涅 皆通用

の 因 能乃 紀 能廼 万 能乃 皆通用

は 因 波 濁音 婆 紀 波播幡皤破絆巴簸 濁音 婆麻䕯麼磨摩魔 万 波破播幡伴半盤薄芳方房八泊皃

婆伐馬（濁音）　皆通用

ひ　[古]比卑‖通用　肥斐‖　備‖（濁音）　毘‖　[紀]比避臂譬辟秘卑‖通用　被彼悲斐‖通用　妣彌寐毗鼻‖（濁音）通用　備媚眉‖

麋‖通用　[万]比卑必賓嬪臂通用　妣婢鼻毗‖（濁音）通用　備‖

ふ　[古]布賦　夫服（濁音）　[紀]布輔赴府俯符敷賦甫浮不　夫步鶩文矛部（濁音）　[万]布不副敷粉屓否（濁音）

夫扶　皆通用

へ　[古]幣平‖通用　閇‖　倍‖（濁音）　辨‖　[紀]覇陛嬖幣蔽鞞珮通用　閇背俳杯沛‖通用　倍陪毎‖（濁音）通用　謎鼙‖通用　[万]

敝弊幣覇返陛遍平‖通用　閇‖　倍陪‖（濁音）通用　辨使別‖通用　但し使別は須べのへにのみ用ひたり

ほ　[古]富菩番蕃本品　煩（濁音）　[紀]保明倍富費褒裒報袍譜　煩（濁音）　[万]保寶富朋抱傍　煩（濁音）

ま　[古]麻摩　[紀]麻麼磨摩魔馬末莽麼　[万]麻摩萬馬末滿　皆通用

み　[古]美彌‖通用　微味‖通用　[紀]彌瀰寐美弭‖通用　微未‖通用　[万]美彌民‖通用　微未味尾‖通用

む　[古]牟武无　[紀]牟武夢務茂　[万]牟武儛無務模　皆通用

め　[古]米‖　賣咩‖通用　[紀]毎梅妹迷‖通用　賣謎咩綿通用　[万]米迷味梅晩‖通用　賣咩馬面‖通用

も　[古]母‖　毛‖　[紀]毛謀暮慕謨茂望母梅莽沒　[万]毛母物勿茂聞問忘目蒙望門謀　書紀万葉もの字の用ひさま正しからず

や［古］夜也　［紀］野夜耶椰娜也　［万］夜移也耶楊益　皆通用

ゆ［古］由　［紀］遙喩愈瑜庾臾由踰庸　［万］喩遊由　皆通用

よ［古］余與豫通用　用　［紀］與豫預余譽通用　用庸通用　［万］余餘與譽通用　用欲容通用

ら［古］良羅　［紀］羅囉邏樂　［万］良羅樂　皆通用

り［古］理　［紀］理里㸚利唎梨離　［万］利梨理里隣裡　皆通用

る［古］　琉流留　［紀］流屢留瑠漏盧婁樓　［万］流留　皆通用

れ［古］禮　［紀］禮戻黎例　［万］禮列例連　皆通用

ろ［古］呂侶通用　盧路樓通用　［紀］露樓漏羅婁魯通用　閭稜慮　呂盧廬通用　［万］呂侶通用　漏路通用

わ［古］和丸　［紀］和倭過　［万］和丸　皆通用

ゐ［古］韋　［紀］韋偉委萎謂威位　［万］爲位謂　皆通用

ゑ［古］恵　［紀］恵衛隈穢　［万］恵回　皆通用

を［古］袁遠　［紀］烏嗚瑦乎弘惋　［万］乎呼叫遠袁越怨烏　皆通用

かなつかひおくの山路一巻

「あ」「い」「う」「え」「お」　あうの假字は用ひさま定まりなけれはあけす

いの部

【壹】

○いき國名　壹ヲ用フ　壹伎紀顯宗 万十五ノ廿三丁

古事記上卷に伊伎ともあれは伊の字をも用ふへし但し壹の字は壹伎とあるのみにて外には用ひぬかなゝり
伊勢伊豫伊豆なとには皆伊の字を用ひたり

えの部

【衣】

○え得也　衣依愛ヲ用フ　みつきたからはかぞへ衣す万十八ノ廿丁　はりぶくろいまは衣てしか同卅七丁

衣かたき（十四ノ卅五丁）かりをつかひに衣てしかも（十五ノ廿一丁）まこゝあり衣むや（同卅二丁）われに依しめし（廿ノ十丁）
たつのまもいまも愛てしか（五ノ十丁）人のみは衣かたくあれは（佛足石哥）
延要なとを用ひたる事なし凡て衣の假字は言の下には用ひぬかななり万葉十八ノ卅丁に一處古衣とあるは
正しからす越のえには延要なとを用ふる例なり

（ヤスミコ衣タリ万二ノ十一丁）

○え　衣ヲ用フ　おのか衣しなさぬ事をはかるこそ（續日宣命）　われは衣みすて（佛足石哥）　今は俗に　え
まゐりませぬえなりませぬなといふ

○え（一ツのえ也）　衣ヲ用フ　衣もなつけたり（万十八ノ十六丁）

○え（宜き意也）　愛ヲ用フ　愛をこゝ「愛をこめ「愛ひめ（古上）
但し神武段にいやさきたてる延をしまかむともあり又天智紀に「あゆこそはしまへも曳岐万葉十四ノ廿六
丁に「ころかおなきのあるこそ要志もなとあるはよに通ふえにてこれとは異なり

（校者云二十七丁のコロガオソギノカ）

【二言】【三言】【五言】

○かえ（人名）　依ヲ用フ　歌依（紀欽明）

○えひめ伊豫國又名 愛ヲ用フ 愛ひめ古上

○えみし夷 愛ヲ用フ 愛瀰詩紀神武

○えつり蘆蘿 哀ヲ用フ 哀都利宗紀顯

○みえり地名 衣ヲ用フ 美衣利のさこ万廿ノ廿二丁

○えく(ママ)にしゑ箸 愛ヲ用フ 愛くるしゑ紀天智

には　るの　誤

【延】

○えれニ通フえ也 延要ヲ用フ いこ(らカ)は延「にくま延万五ノ九丁 しら延ぬ同廿丁 わすら延同廿六丁 みた要十四ノ卅四丁 ころは要同廿九丁 ねく要ぬ十五廿三丁 此外猶おほし准らへ知へし

○え江 延ヲ用フ くさか延のいり延古下雄畧 ほり延万廿ノ五十五丁

○えよニ通フえ也 延曳要ヲ用フ み延しぬ古下雄畧 あゆこそはしまへも曳き「たゝにし曳けむ紀天智 あ

ろこそ要きも万十四ノ廿七丁　うち江する廿ノ廿二丁

○云々え ヤイユヱと活用ノ言イ音に用フルえ也　延曳要叡ヲ用フ　きこ延古下允恭　み延ず同顯宗　さか延古上万十八ノ卅三丁　を延古中神武　きこ曳紀皇極　み曳万廿ノ十六丁　み要す同四十三丁　は要すれ十四ノ廿四丁　さ叡十三ノ十七丁　も要十ノ四十三丁　も延十七ノ九丁　ひさへ毛要燎つゝ同四十六丁　た延五ノ四十丁　た要十五ノ廿三丁　あ要ぬがに八卅丁十ノ五十四丁　しな要十九ノ十五丁二ノ十九丁　いはく叡十四ノ六丁

こは猶いとおほかれとも皆おなし事なれは今はつまみてあけす此外をも准らへて知るへし凡てヤイユエと活用く言には衣愛なとを用ひたる事一ッもなし

【二言】

○えだ枝　延曳用　なかつ延「しづ延「ほつ延古下雄略　曳多紀天智　延太万十五ノ七丁

○えひ東語ニ帶ヲ云　叡ヲ用　叡比万廿ノ四十二丁

○こえ越　延曳要ヲ用フ　やま古曳て紀齊明　さか古延て万十七ノ廿二丁　古要十七卅一丁廿四十四丁卅四丁

こは猶いとおほかれとも異ならぬは略きつ但し十八ノ卅丁に一處衣‖の字を用ひたるは正しからす

○ふえ笛 曳ヲ用フ 府曳紀繼体

○さえ 叡ヲ用フ すぐろくの佐叡万十六ノ十七丁

○ぬえ鳥名 延要ヲ用 奴延古上万十ノ廿五丁 奴要万一ノ八丁 猶おほし

【三言】【四言】

○ふかえ筑前地名 延ヲ用フ 布可延万五ノ十三丁

○くえびこ神名 延ヲ用フ 久延ひこ古上

○やかはえ 延曳ヲ用フ やがは延古下仁徳 やがは曳紀同

おの部

【意】

○おれ 人ヲ賤メテ云詞　意ヲ用　意禮 古上古中神武景行

凡て意と淤とは通用したれともまれにはかく用ひさまの定まれるもあるなり此外は淤をのみ用ひたるもあり又意と淤と交へ用ひたるもあれと多くは通用したれはあけす

【隱】

○おき 國名　隱ヲ用フ　隱伎 古上　但し今一處には淤伎とあり又書記に億伎とありさて隱の字隱伎のみなり

「か」「き」「く」「け」「こ」‖くのかなは用ひさま定まりなけれはあけす

かの部

【訶】‖訶の字は多く地名と人名とに用ひて歌にはをさ〳〵用ひたる事なし

【二言】

○かき掻　訶ヲ用フ　訶岐莿古下淸寧　訶那傳同允恭

但し仁德段の歌にかきひく万葉廿ノ廿三丁十九ノ十二丁に可伎なで十七ノ四十二丁に可伎かぞふなとありて歌には凡て訶の字をは用ひす應神紀の歌に訶枳ひくとはあるは不正

○かさ丹後地名　訶ヲ用フ　訶沙郡紀天武

○かこ人名　訶ヲ用フ　訶都紀天武

【三言】

○かしひ筑前地名　訶ヲ用フ　訶志比古中仲哀

○くかへ深湯タチ器　訶ヲ用フ　玖訶瓮古下允恭　區訶たち紀同

○たかべ人名　訶ヲ用フ　多訶辨郎女古下反正

○あさか伊勢地名　訶ヲ用フ　阿邪訶古上

○ひらか平瓮　訶ヲ用フ　八十毗羅訶古中崇神　但し上巻には迦ヲ用ひたり

【四言】

○かしこね神号　訶ヲ用フ　阿夜訶志古泥神古上

同し言なから雄畧段の歌には『あやに加志古志とあり

○かゑしね人名　訶ヲ用フ　訶惠志泥命古中懿德

○からひめ人名　訶ヲ用フ　訶良ひめ古下安康

○かたまろ人名　訶ヲ用フ　訶多まろ紀天武

○わかぬけ人名　訶ヲ用フ　和訶奴氣王古中景行

○そばかり人名　訶ヲ用フ　曾婆訶理古下履中　但し一處加の字を用ひたり

【五言】

○かくろひめ人名　訶ヲ用フ　訶具漏ひめ古中景行

但し景行段應神段に迦具漏ひめと三處にあり

○かぶらさき大和地名　訶ヲ用フ　訶夫羅さき古下神武

○あかみこり年号　訶ヲ用フ　阿訶美苔利紀天武

○わから川山代ニアル川名　訶ヲ用フ　和訶羅河古中崇神

○まわかひめ人名　訶ヲ用フ　賦登癩和訶ひめ古中懿德

【六言】【七言】

○かわらのさき地名　訶ヲ用フ　訶和羅之前古中應神

○たちまひたか人名　訶ヲ用　多遲摩比多訶古中應神

○あしかびひこぢ神名　訶ヲ用フ　阿斯訶備比古遲神古上

【甲】

○かひ 國号又人名 神号　甲ヲ用フ　甲斐 古中景行紀同 万三ノ廿七丁　甲斐郎女 古下反正　甲斐奈神社 神名帳　但し雄畧紀の歌にはᴗ柯被とありこはあらたに假字をえらひてかけりと見ゆ又山の峽のかにはᴗ万葉十七ノ十三丁廿五丁に可比とかけり凡て神号と國号の外にはᴗ甲を用ひたり、かの字はおしなへて用ふる假字なり

○かひべら 神号　甲ヲ用フ　甲斐辨羅神 古上

【河】濁音

○するか 國名　河ヲ用フ　駿河 紀景行 万廿ノ廿一丁 十四ノ五丁 八ノ十四丁

【賀】

○い賀 國名又人名　賀ヲ用　伊賀ひめ 古中崇神　伊賀尼 紀孝元　伊賀 雄畧

賀の字はてにをはなとには我賀何河なとをも交へ用ひて定まりなきを此にがといふ事には今も賀の字をのみ用ひて「　」されは定りはあるなり駿河の國名に河の字を用ふ事もる「　」し凡て國号地名には

脱文の處へ「」印をせり

此格おほし

きの部

【紀】

○き(木) 紀幾奇ヲ用フ そめ紀『くら紀(古上) ふゆ紀『からがした紀(古中應神) さしぶの紀(古下仁德)はりの紀(同雄略) ま紀(紀神代) いちさか幾『おもの奇(紀神武) こらくえの紀『やそばの紀(同仁德) いは紀(万五ノ七丁) 紀にもありこも(同十二丁) つかの奇(十七ノ四十二丁) くさ奇(廿ノ十四丁)

猶おほし一處も伎吉枳なとを用ひす

○き(國名又地名) 紀ヲ用フ 紀ノ國(古中神武) 紀伊國(紀景行) 紀のやま(万五ノ十五丁)

万葉一ノ廿四丁に『木人四ノ廿三丁に『木ノ國『木ノせきもり九ノ九丁に『城國ともありこれら皆紀の字と通用する文字なり

○き(城) 紀機基奇ヲ用フ たか紀(古中神武同下仁德) たか機(紀神武) 基のへ(欽明) おくつ奇(万十八ノ廿二丁)

【二言】

校云奇里十七ノ四十丁ハ奇利

○きり霧　紀奇綺ヲ用フ　紀利万五ノ六丁十七丁　奇里十五ノ四丁十丁廿ノ十四丁十七ノ四十丁　綺利十七ノ四十一丁

校云「か」た也

○きし岸　紀ヲ用フ　うた(ママ)山木之万十ノ五丁　木志同五十九丁　すみのえの城師十一ノ卅六丁　すみのえの木笑三ノ廿三丁　貴志神社紀師神社神名帳

万葉なるは訓なれとも紀を用ふへき證なる事上にいへるかことし

○あき人名又地名　貴騎紀ヲ用フ　安貴王万三ノ廿五丁　阿騎の野一ノ廿一丁　阿貴宮儀式帳　阿記神社神名帳

あきといふに紀を用ひたるはこれのみなり此外秋飽なとには伎吉を用ひたり凡て伎はひろく用ふるかな也

○くき岫　奇ヲ用フ　紀基貴奇ヲ用フ　施基皇子紀天智　志貴皇子万一ノ廿六丁　思紀皇女二ノ十五丁　志紀郡紀崇峻　志貴しま万十三ノ十丁出雲風土記祝詞　之奇しま万廿ノ五十一丁十九ノ四十六丁　志貴御縣坐神社神名帳　古事記には師木とのみあり

○しき河内地名　幾ヲ用フ　志幾古中景行同下雄畧

○さき 大和地名 紀ヲ用フ 沙紀のたゝなみ 古中成務 佐紀山 万十ノ十二丁 佐紀のみや 一ノ卅丁 佐紀神社 神名帳
佐紀 和名抄

○つき 月又月水 紀奇ヲ用フ 都紀 古中景行 都奇 万十八ノ十丁 む都紀 五ノ十四丁 さ都奇 十七ノ卅九丁

○つき 槻 紀ヲ用フ 都紀 古下雄畧 はひ都奇 万十七ノ四十九丁 仁徳紀に岐を用ひたるは不正なるへし

○つき 壽 奇ヲ用フ こゝ都奇めやも 万廿ノ四十九丁

○たき 人名又丹波郡名 紀基ヲ用フ 多紀臣 古中孝昭 多紀皇女 紀天武 「託基皇女 多紀郡 神名帳和名抄

○まき 披 紀ヲ用フ 磨紀 紀神武

○よき 避 奇ヲ用フ 與奇みち 万七ノ廿一丁

【三言】

○あしき 筑前ノ地名 紀ヲ用フ 蘆城野(アシキ) 葦木(アシキ)のかは 万八ノ卅四丁

○いまき地名　紀ヲ用フ　いま紀齊明　いま城万十ノ十九丁　いま木九ノ卅一丁

○きのへ地名　紀ヲ用フ　木上キノヘ万二ノ卅二丁卅五丁　城於キノヘ十三ノ廿七丁廿八丁

○こきだ『こきし』幾許　紀貴ヲ用フ　許紀陀許紀志古中神武　許貴太しき續日宣命　但し神武紀には居氣儀コケヽとあり

○さゝき近江ノ地名　紀貴ヲ用フ　佐佐紀君古下安康　佐佐貴山君万十九ノ四十三姓氏錄　沙沙貴神社神名帳

○さつき姓　紀ヲ用フ　佐都紀臣古下雄畧

○しらき新羅　奇紀貴ヲ用フ　新羅奇万十五ノ廿五丁　志羅紀出雲風土記　新羅貴姓氏錄

○つつき山城地名　紀ヲ用フ　都都紀古下仁德紀同

○ひちき地名　奇ヲ用フ　比治奇のなだ万十七ノ七丁

○ほそき　紀ヲ用フ　裒曾紀紀皇極　榲椒ホソキ油延喜式

○みつき御調 奇ヲ用フ 美都奇万廿ノ五丁

○みまき崇神天皇 紀ヲ用フ 美麻紀いりびこ古中崇神紀同

【四言】

○かつらき大和ノ地名 紀ヲ用フ 加豆良紀古下仁徳記同

○あしひき山枕詞 紀奇寄ヲ用フ あしひ紀古下允恭紀同万十七廿一丁 あしひ奇万十九ノ十八丁 あしひ寄同廿三丁 万葉
には猶多かれとも異ならぬは略きつ

○おくつき墓 奇ヲ用フ おくつ奇万十八ノ廿二丁 奥城(オクツキ)九ノ卅三丁

○はひつき越中ノ地名 奇ヲ用フ 波比都奇万十七ノ四十九丁

○もゝしき宮の枕詞 紀綺貴ヲ用フ もゝし紀古下雄略万廿ノ卅二丁 もゝし綺万十八ノ七丁 もゝし貴儀式帳

○わきづき脇机 紀ヲ用フ 和岐豆紀古下雄略

【五言】【六言】【九言】

○たきりびめ神号　紀ヲ用フ　多紀理びめ古上
此御名によりて水の「タキリオツルなといへるにも紀の字を用ふべき歟

○おほあらき地名　紀ヲ用フ　大荒木野万七ノ卅四丁

○しりつきこめ人名　紀ヲ用フ　志理都紀斗賣古中應神

○わきいらつこ人名　紀ヲ用フ　うちの和紀郎子古中應神

○あぢしきたかひこね神号　貴ヲ用フ　阿治志貴多迦比古泥古上　貴紀ハ通用のかななれとも阿治志貴のきには貴をのみ用ひて紀なとを一つも用ひす但し書紀に企を用ひたるは正しからす

【伎】　伎はひろく用ふるかななり

○き来　伎吉枳ヲ用フ　ゑみさかえ岐て古上　めめらこ枳たる紀繼体　はるは吉ぬれど万十七ノ八丁　つき

は伎にけり同十二丁おきてらも枳ぬ廿ノ卅一丁　猶おほし但し廿ノ二十二丁に『みちは紀にしをとあるは不正也

○き着　岐伎者枳ヲ用フ　きぬ岐せましを古中景行紀　同ひむしのころもふたへ着て紀仁徳　枳せしころも万廿ノ廿一丁　伎かさねて同廿二丁

○き酒　枳伎ヲ用フ　美岐古中仲哀　み枳紀崇神　み伎万十九ノ四十一丁　續日ニ紀記を用ひたるは不正

○云々きケリの意のき也　伎ヲ用フ　いさち伎古上　あゆひのこすゝおちに伎こ古下允恭紀安康　いひゝき伎古中神武　わかくあり伎こ紀齊明　ひれふり伎こふ万五ノ廿六丁　おもひそめて伎十八ノ十八丁　しらしめし伎こ万廿四丁

此格の言葉には皆伎‖を用ふへし

○云々き辭下ニ書き也　伎棄吉枳ヲ用フ　かづ伎古中顯神　うれた棄紀神武　ある吉万十四ノ六丁　かなし伎同七丁

凡てかくさまのきには伎‖なとを用ひさる格なり万葉二ノ卅五丁に『よけくもそな木とあるは不正なり

【二言】

きく豐國郡名　企ヲ用フ　企玖のいけ万十六ノ廿八丁

○きゝ『きく』聞　伎吉ヲ用フ　さやかに伎吉つ万廿ノ五十三丁

○きそ信濃地名　伎ヲ用フ　奥十山(オキソ)万十三ノ七丁　岐蘇續日二紀　奥のきに伎を用ふる定りなり

○きそ昨夜　伎ヲ用フ　伎曾万十四ノ廿六丁廿八丁卅二丁卅四丁

○某きし姓　吉ヲ用フ　難(雜イ)波吉師古中仲哀　阿知吉師應神　多呉吉師紀神功　草香部吉志天武　飛鳥部吉志續日廿九

こはおなし通用の假名なからも伎枳耆なとをは用ひされば必吉をのみ用ふへき事なり此外にも此格あり

○きへ地名　岐伎ヲ用フ　岐閇古上　伎倍万十四ノ四丁

○きび國名又穀物　吉伎ヲ用フ　岐備古下仁德　吉備古上古中景行紀神代應神　吉備酒万四廿五丁

○きみ君　伎枳耆吉ヲ用フ　おほ岐美古下雄略　おほ枳瀰紀日企彌代紀神　耆瀰仁德紀　吉民万十八ノ六丁　伎美万葉に多し

○きも肝　伎ヲ用フ　岐毛古下仁德　伎毛万十六卅丁

○きぬ衣　岐伎吉ヲ用フ　岐農古下雄略紀景行　伎奴万十四ノ三丁　吉奴同十六丁

○きる切　妓伎ヲ用フ　岐利紀顯宗　伎流万五ノ卅丁

○あき秋　伎吉ヲ用フ　安伎万廿十五丁　安吉十五廿三丁

○あき飽　伎ヲ用フ　安伎たらぬ万五ノ十七丁廿ノ十一丁

○いき國名　伎祇ヲ用フ　伊伎古上　以祇紀繼体　伊吉孝德　田吉万十五ノ廿五丁

○いき息　伎吉枳企ヲ用フ　伊伎万十四ノ九丁　伊企五ノ五丁　伊枳十七ノ廿九丁　伊吉のを十八ノ卅四丁

○うき浮　岐枳ヲ用フ　宇岐しあぶら古下雄畧　宇枳はし万十一ノ九丁

○おき國名　伎ヲ用フ　隱伎古上

○おき沖　岐企枳ヲ用フ　淤岐古上　憶企紀神代　意枳万五ノ十三丁

○おき起　己ヲ用フ　於已たち紀顯宗

○かき貝名　岐ヲ用フ　加岐かひ古下允恭

○かき垣　岐伎者吉ヲ用フ　加岐古中神武　介者紀同　可伎つ万十九ノ四十七丁　可吉つ十八ノ十六丁

○かき毀毀イ　枳ヲ用フ　柯枳紀雄略

○かき搔　伎吉枳ヲ用フ　可伎なで万五ノ廿九丁　可吉はき卅二丁　あら我伎まゆみ十四ノ卅三丁　あ我枳のみつ十七ノ四十九丁

○くき漏　伎吉ヲ用フ　久伎古上　このまたち久吉万十一ノ十一丁

○くき洞　岐ヲ用フ　久岐紀仲哀

○くぎ釘　枳ヲ用フ　久枳万廿ノ卅一丁

○こき搔同し　伎吉ヲ用フ　そてに古伎れつ万十九ノ廿二丁　秋風のふき古吉しける廿ノ四十七丁

○さき先　伎ヲ用フ　佐伎たたね万十四ノ四丁

○さき咲　岐企枳吉ヲ用フ　佐岐だてる紀神代　左枳でこぬ十?　佐企てちりなば万五ノ十六丁　佐吉同丁

○さき幸　根吉ヲ用フ　佐枳みたま代紀神佐吉はふ万五ノ卅一丁

○さき崎　伎棄祁ヲ用フ　しまの佐伎古上をか佐棄紀神武み佐祁體纏をかの佐伎万廿ノ卅七丁

○しき重　枳伎ヲ用フ　重枳まき代紀神いや之伎なきぬ万十九ノ十八丁

○しき敷　伎吉ヲ用フ　いやさや斯岐て古中神武しばこり志伎て万五ノ廿八丁そてかた思吉て十五ノ十二丁

○しき及　伎ヲ用フ　おひ斯伎古上

○すき主基大嘗會　岐ヲ用フ　次此云須岐ト紀天武　須伎續日宣命

但し古語拾遺台記別記なとには主基とあり

○すき鍫　岐ヲ用フ　須岐古下雄略

○せき關又塞　伎ヲ用フ　勢伎万十八十七丁

○たき燎　伎ヲ用フ　多伎木万十四ノ十六丁

○つき付　伎ヲ用フ　こり都伎万廿ノ廿四丁

○つき築　岐ヲ用フ　都岐あまし古下雄畧

○とき時　枳伎吉ヲ用フ　等枳紀允恭万十八ノ卅八丁　等伎万十一ノ四丁　登吉十四ノ八丁

○とき解　枳伎ヲ用フ　等枳さけ紀允恭　登伎さけ万十四ノ廿丁

○なき鳴　吉ヲ用フ　奈吉万十九ノ四十七丁

○にき和　枳岐ヲ用フ　尼枳て紀神代　珥岐みたま神功　備枳たづ齋明

○ぬき脱　岐棄ヲ用フ　奴棄古上　奴伎万五ノ七丁

○ぬき貫　伎ヲ用フ　まかち奴伎万十五九丁　たまに奴伎十八ノ廿八丁

○ぬき抜　伎ヲ用フ　さつや奴伎万廿ノ廿八丁

○はき掃　吉ヲ用フ　波吉万廿ノ五十丁

○はき劒ヲ佩也 枳ヲ用フ たれ播枳紀武烈 こり波枳万五ノ九丁

○ひき引 伎枳吉ヲ用フ まよ弭枳紀仲哀 かぢ比伎のほり万廿ノ十八丁 すそ毘伎五ノ九丁 さを姚吉「こゝる姚吉十四ノ卅丁 猶おほし

○ふき人名 枳ヲ用フ 賦枳紀天武

○ふき振 伎ヲ用フ 布伎古上

○ふき葺 伎ヲ用フ かりほに布伎て万十五ノ廿五丁

○ふき吹 枳ヲ用フ ふえ輔枳紀繼体

○へき姓 岐ヲ用フ 幣岐古中應神

○云々べき可 枳伎ヲ用フ く倍枳紀允恭 あく倍伎万十八ノ七丁

○ほき祝 枳伎ヲ用フ 菩岐古中仲哀 保枳紀神功 保伎万十九ノ四十三丁

○まき蒔　枳吉ヲ用フ　末枳万十八ノ廿九丁　麻吉同卅二丁

○まき卷　岐枳ヲ用フ　つゞらさは麻岐古中景行　つづらさは磨枳紀崇神

○やき燒　伎ヲ用フ　かた也伎万十四ノ七丁

○ゆき雪　吉棄ヲ用フ　由吉万五ノ十五丁　由棄同十九丁

○ゆき齋忌　既ヲ用フ　踰既武紀天武　但し出雲風土記神名帳儀式帳には由貴ともあり又續日宣命古語拾遺には由紀ともありいかゞあらむ

○ゆき行　伎ヲ用フ　由吉ていなば万十七ノ十一丁

○わき分　岐ヲ用フ　和岐古上

○わき脚　岐ヲ用フ　和岐つき古下雄略

○をき招　伎ヲ用フ　遠岐古上乎伎万十九ノ廿三丁

【三言】

○あきづ蜻蛉又地名　岐ヲ用フ　阿岐豆古下雄略　婀枳豆紀同

○あはき檍　岐ヲ用フ　阿波岐古上紀神代

○いそき急　伎ヲ用フ　已蘇伎万廿ノ七丁

○いつき齋　岐ヲ用フ　伊都岐古上万十八ノ廿七丁

○いふき息吹　岐ヲ用フ　伊浮岐紀神代

○いふき近江ノ地名　岐ヲ用フ　伊服岐の山古中景行

○いみき姓　吉ヲ用フ　伊美吉万十九ノ卅一丁卅三丁　公は吉をのみ用ひたり

○うごき動　枳ヲ用フ　宇臭枳万十八ノ十九丁

○うたき怒也　岐枳ヲ用フ　宇多岐古下雄略　宇柂枳紀同

○おきめ人名置目　岐ヲ用フ　淤岐米古下顯宗紀同

○おきな翁　伎吉ヲ用フ　於伎奈万十八ノ卅五丁　於吉奈十七ノ四十五丁

○おきそ息風　伎ヲ用フ　於伎蘇の風万五ノ六丁

○かづき潜　伎ヲ用フ　迦豆伎古中應神

○きしみ地名　吉ヲ用フ　吉志美がたけ万三ノ卅九丁

○きたし堅塩又人名　岐ヲ用フ　岐多斯ひめ古下欽明紀同

○きつき出雲ノ杵築　支ヲ用フ　支豆支出雲風土記

○きのふ昨日　伎ヲ用フ　伎乃敷万十八ノ十六丁

○きはむ極　伎ヲ用フ　伎波美万十七ノ廿丁卅二丁

○さほひ競　伎ヲ用フ　伎保比万廿ノ五十二丁

○きよし浄　伎吉ヲ用フ　伎欲吉万十五ノ十丁十七ノ十九丁十八ノ廿一丁吉用伎廿ノ五十一丁

○きらひ嫌 岐ヲ用フ 岐羅毗紀神代

○ききし雉 岐吉枳ヲ用フ 岐藝斯古上 吉蟻矢紀繼体 枳藝志万十四ノ七丁

○きこゆ人名 枳ヲ用フ 枳莒箇イ喩紀雄略安閑

○きさけ研 岐ヲ用フ 岐佐宜古上

○きこし聞『きこす召 伎枳企ヲ用フ ありさ伎許志て古上 おほろかに枳許さぬ紀仁徳 企許斯をす万五七丁 伎已之めす廿ノ廿五丁

○くまき能登地名 吉ヲ用フ 久麻吉万十七ノ五十丁

○こしき甑 伎ヲ用フ 許之伎万九ノ卅丁

○さざき鳥名 岐ヲ用フ 佐邪岐古下仁徳紀同

○さすき假腹 岐枳ヲ用フ 佐受岐古上 佐受枳紀神代

○さわき騒　伎吉ヲ用フ　佐和伎万十五ノ十一丁 廿ノ廿三丁　佐和吉十七ノ廿三丁

○しきみ樒　伎ヲ用フ　之伎美万廿ノ五十四丁

○すけき隙　吉ヲ用フ　をすの寸鶏吉万十一ノ三丁

○すゝき薄　伎吉ヲ用フ　須須伎万十五ノ廿二丁　須酒吉十七ノ廿一丁 四十八丁

○すゞき魚名　岐枳ヲ用フ　須受岐古上 万十五ノ八丁　須受枳出雲風土記

○そしき丹波地名　岐ヲ用フ　蘇斯岐紀安閑

○そむき背向　企ヲ用フ　曾牟企万十一ノ五丁

○たすき襁　枳吉ヲ用フ　多須枳紀神代　多須吉万五ノ卅六丁

○たゝき叩　岐企ヲ用フ　多多岐古上　多多企紀継体

○たづき手着　伎ヲ用フ　多豆伎万十八ノ十六丁 十五ノ卅八丁

○つきう急居　岐ヲ用フ　菟岐于紀崇神

○つつき　伎ヲ用　都追伎やふり万十六ノ廿九丁

○つつき續　企伎ヲ用フ　やそつづ企紀神代　こりつゞ伎万五ノ九丁

○つばき椿　伎ヲ用フ　都婆伎古下仁德万廿ノ四十丁　都波岐神社神名帳

○ときは常磐　伎吉ヲ用フ　得伎波万十七ノ四十二丁　等吉波十八ノ十一丁

○なきぬ地名　耆ヲ用フ　那耆野紀持統

○なひき靡　企ヲ用フ　儺弭企紀顯宗

○なげき歎　吉ヲ用フ　奈宜吉万五ノ巻十八巻

○にしき錦　枳吉ヲ用フ　迺之枳紀允恭　尓思吉万十四ノ廿丁

○ははき國名　伎ヲ用フ　伯伎古上

○はゝき 箒　伎ヲ用フ　たまはゝ伎 万廿ノ五十八丁

○ほざき 祝　枳ヲ用フ　保佐枳 紀神代

○はじき 彈　伎ヲ用フ　波自伎 万十四ノ十六丁

○まさき 葛名　棄ヲ用フ　磨左棄 紀繼体

○よろき 相模郡名　伎ヲ用フ　余呂伎のはま 万十四ノ七丁 與呂伎神社 神名帳

【四言】

○あきらか 明　伎吉ヲ用フ　安伎良けき 万廿ノ五十一丁　安吉良米 十七ノ卅八丁

○いこきな 夷ノ人名　岐ヲ用フ　伊高岐那 紀天武

○いただき 頂　岐ヲ用フ　伊多多伎 万廿ノ廿九丁 伊奈太伎 三ノ四十四丁

○うしはき　吉伎ヲ用フ　宇志播吉 万五ノ卅一丁 宇之波伎 十九ノ卅六丁

○うきゆひ 盞結 伎ヲ用フ 宇伎由比古上

○うまだき 馬ノ手綱ヲタグル也ノ 伎ヲ用フ うま太伎万十九ノ十一丁

○おきまろ 人名 吉ヲ用フ 意吉まろ万二ノ廿二丁十六ノ十七丁

○おきなが 近江ノ地名 吉ヲ用フ 於吉奈我万廿ノ四十九丁

○おかきこ 地名 耆ヲ用フ 於明耆姤紀崇神

○かづらぎ 蘰スル 枳ヅ用フ やなき可豆良枳万十八ノ十四丁

○かむろき 神祖 伎企ヲ用フ 神魯企續日宣命延喜式 神魯伎古語拾遺延喜式

○きたなし 穢 枳ヲ用フ 枳多儺枳紀神代

○きすみゝ 人名 岐ヲ用フ 岐須美美命古中神武

○こきばく 許幾 伎ヲ用フ 己伎婆久万廿ノ廿五丁

○こきだく 前同 伎ヲ用フ　己伎太雲 一万二ノ四十四丁
此こきばく『こきだく』は紀の部の『こきだ』『こきしと同しきかごと
開ゆるをかく假字の異なるは猶あたし意なるへき歟

○さきたま 武藏ノ郡名　吉ヲ用フ　佐吉多萬 万十四ノ八丁

○さきもり 防人　伎ヲ用フ　佐伎毛利 万廿廿九丁

○さかづき 盃　岐ヲ用フ　佐加豆岐 万五ノ十八丁

○しきたへ 枕詞　岐ヲ用フ　志岐多閇 万五ノ十一丁

○しきは 矢ノ羽名　岐ヲ用フ　志之岐羽 万十三ノ廿三丁

○すめろき 皇祖　伎ヲ用フ　須賣呂伎 万十七ノ四十二丁十五ノ廿三丁

○そきだく 幾許　伎ヲ用フ　曾伎太久 万廿ノ廿五丁

○そきいた　伎ヲ用フ　十寸板(ソキ) 万十一ノ廿七丁

○そそきぬ地名　岐ヲ用フ　層増岐野紀神功

○たかしき地名　伎吉ヲ用フ　多可之伎万十五ノ廿七丁　多可思吉同丁

○ただむき腕　岐枳ヲ用フ　多陀牟岐古上　多娜武枳紀仁徳

○なづきた　岐ヲ用フ　那豆岐田古中景行

○ひもろき神籬　岐ヲ用フ　比莽呂岐紀崇神　紐呂寸万十一ノ廿八丁

○ひるつき盬　伎ヲ用フ　蒜都伎万十六ノ十八丁

○ひならき人名　岐ヲ用フ　たぢま比那良岐古中應神

○まくなき虫ノ名　岐ヲ用フ　摩遇那岐紀允恭

○みづき神名　岐ヲ用フ　彌豆麻岐神古上

○むらさき紫　伎ヲ用フ　牟良佐伎万十四ノ廿五丁

○やまぶき山吹　伎ヲ用フ　夜麻夫伎万廿ノ十二丁

○つきさら地名　岐ヲ用フ　都岐沙羅紀齊明

【五言】

○いきごほる憤　枳伎ヲ用フ　異枳迺倍呂之功紀神　伊伎騰保流万十九ノ十一丁

○いこのきて　伎ヲ用フ　伊等乃伎提万五ノ三十丁十四ノ卅二丁

○うきしまり　岐ヲ用フ　宇岐士摩理古上

○かきつはた杜若　吉ヲ用フ　加吉都播多万十七ノ十二丁

○きさりもち　岐ヲ用フ　岐佐理持古上

○きひさつみ人名　岐ヲ用フ　岐比佐都美古中垂仁

○さかみづき酒宴　伎ヲ用フ　佐河彌豆伎万十八ノ十一丁同卅丁

○さきた川越國ニアル川名　伎ヲ用フ　左伎多かは万十九ノ十二丁

○たまきはる枕詞　岐者枳ヲ用フ　多麻岐波流古下仁德　多莽耆破屢紀同　多摩枳波流万五ノ十丁

○はしきよし愛　枳伎ヲ用フ　波辭枳豫辭紀景行　波之伎餘之万五ノ六丁十九ノ廿八丁廿ノ五十九丁十七ノ廿一丁十八ノ廿六丁

【八言】

○たひりきしまるみ神号　岐ヲ用フ　多比理岐志麻流美神古上

【岐】岐音　岐藝とかよはして用ひたる處もあり

【三言】【四言】【五言】

○さぬぎ國名　岐ヲ用フ　讃岐古上紀景行万一ノ八丁　持統紀に吉を用ひたるは清濁さへ不正

○はひぎ神号　岐ヲ用フ　波比岐神古上　神名帳には祇の字を用ひたり

○いざなぎ神号　岐ヲ用フ　伊邪那岐神上古　あわなぎつらなぎには藝を用ひたれともいざなぎのきには岐をのみ用ひて藝を用ひたる處はなし但し丹後風土記には藝を用ひたり

○たぎつひめ神号　岐ヲ用フ　多岐都ひめ上古

【疑】濁音

【二言】

○米ぎり霧　疑宜ヲ用フ　さ疑理上古　さ擬理神代紀　ゆふ疑里万十五ノ廿四丁　ゆふ宜利十四ノ卅丁　あさ宜理十五ノ廿丁　あさ疑理十七ノ四十四丁　天佐疑利命姓氏錄

○すぎ椙　疑義ヲ用フ　須擬顯宗紀　須疑万二ノ廿四丁十四ノ六丁　須義津國風土記

○すぎ過　疑宜義ヲ用フ　須疑古中景行紀同万十四ノ三丁　須義万九ノ十四丁廿ノ廿二　十七ノ卅六丁　須宜十四ノ九丁十四丁

○なぎ水葱　疑宜ヲ用フ　奈疑智天智紀　奈宜万十四ノ十三丁

○なぎ心ノナグサムナリ　疑ヲ用フ　おもひを見奈疑し山万十九ノ十八丁　こゝろ奈疑牟ご同十九丁　いまぞ水葱ぬる十一ノ廿丁　こはもとより風のなぐとは異言ときこゆかれ「朝なぎ「ゆふなぎなとのきには藝を用ふるなるへし　また心のなくさむかたに「なきむ「なこむ「なくれなと通はしていへとも風のなくには「なき「なぐといふより外は活用していへることなし

○ねぎ勞又願也　疑宜ヲ用フ　泥疑古中景行　禰宜万六ノ廿五丁

○ねぎ神官ノ類也　宜ヲ用フ　禰宜内宮儀式帳

○はぎ　萩　疑義ヲ用フ　波疑万廿ノ十五丁　波義十九ノ卅一丁

○をぎ　荻　疑ヲ用フ　乎疑万十四ノ十八丁　乎疑原神社神名帳

【三言】

○うはぎ草名　疑ヲ用フ　宇波疑万二ノ四十二丁

○ねきぬ 地名　疑ヲ用フ　禰疑野 紀景行 豐後風土記

○やなき 柳　疑宜義ヲ用フ　野儺擬 紀顯宗　揚奈疑 万十七ノ九丁 十八ノ十四丁　安乎揚疑 十五ノ七丁　也奈宜 五ノ十六丁 十七丁

あを夜奈義 五ノ十五丁

○やつき　擬ヲ用フ　うまの耶都擬 紀雄略

○よもぎ 蓬　疑ヲ用フ　余母疑 万十八ノ卅丁

【藝】

【二言】

○あぎ 國名　岐藝ヲ用フ　阿岐 古中 神武　安藝 紀仁德 万十五ノ十丁

○あぎ 我君　藝ヲ用フ　阿藝 古中仲哀 紀神功

○こぎ 船ヲ漕也 藝ヲ用フ 許藝 万十七四十八丁十五ノ十三丁

○しぎ 鳴 藝ヲ用フ 志藝 古中神武紀同万十九ノ九丁

○たぎ タグル也 藝ヲ用フ はた多藝 古上

○たぎ 瀧又美濃の郡名 藝ヲ用フ 當藝ぬ 古中景行 多藝 万葉集中

○つぎ 繼 藝ヲ用フ みふゆ都藝 万十七ノ八丁 かたり都藝 十九ノ十五丁

○なぎ 凪ノ和也 藝祇ヲ用フ あさ奈藝 万十七ノ四十九丁 ゆふ奈祇 十三ノ八丁

○まぎ 求 岐儀藝ヲ用フ 麻岐 古上 くに磨儀 紀神代 くに麻藝 万廿ノ五十丁

○むぎ 麥 藝ヲ用フ 武藝 万十四ノ卅丁

【三言】

○あきな 姓　藝祇ヲ用フ　阿藝那臣 古中孝元 阿祇奈君 姓氏録

○あふぎ 仰　藝ヲ用フ　阿布藝 万五ノ四十丁十八ノ卅二丁

○うさぎ 兎　藝ヲ用フ　乎佐藝 万十四ノ廿九丁

○おぎろ 頤　藝ヲ用フ　於藝呂 万廿ノ廿五丁

○かぎり 限　藝ヲ用フ　可藝里 万十四ノ廿五丁廿ノ五十八丁

○きぎし 雉　藝蟻ヲ用フ　岐藝斯 古上万十四ノ七丁 枳蟻矢 紀繼体

○さやき 喧擾　藝ヲ用フ　佐夜藝 古上古中神武万十ノ卅八丁

○しぬぎ 凌　藝ヲ用フ　之努藝 万十九ノ卅七丁八ノ四十八丁

○たぎま 地名　藝ヲ用フ　當藝麻 古下履中 當麻（タギ） 古中應神垂仁履中記ニハ嶎ヲ用ヒタリ

○たきし能又人名又地名 藝ヲ用フ 當藝斯古中景行 多藝志ひた同謚德 多藝志みゝ同神武 多藝志のをはま古上

○つるき劔 藝ヲ用フ 都流藝古中應神万廿ノ五十二丁

○つなぎ堅 藝ヲ用フ 都那藝古中神武

○なぎさ瀲 藝ヲ用フ 奧津那藝佐ひご古上 奈藝佐万十五ノ廿八丁

○にぎり握 藝ヲ用フ 尓藝利万廿ノ五十一丁

○にゝぎ神号 藝ヲ用フ 迩迩藝命古上

○はくき地名 藝ヲ用フ 波區藝功紀神

○わぎも「わきへきはかいの約りたるにて我妹我家也 藝蟻ヲ用フ 和藝毛古下仁德万十九ノ卅丁 和蟻慕紀繼体 和藝弊紀景行万十八九丁

【四言】

○あぎこひ　藝ヲ用フ　阿藝登比古中垂仁

○あわなぎ神号　藝ヲ用フ　沫那藝神古上

○かぎろひ火ノ炫也　藝ヲ用フ　迦藝漏肥古下履中

○くさなぎ劔ノ名　藝ヲ用フ　草那藝古上

○つらなぎ神号　藝ヲ用フ　頬那藝神古上

○つきねふ山城枕詞　藝ヲ用フ　都藝泥ふ古下仁德紀同

【五言】【六言】

○おほぎたし人名　藝ヲ用フ　意富藝多志ひめ古下用明

○にぎはやひ神号　藝ヲ用フ　儞藝波椰卑紀神武

○にぎしかは能登ニアル川ノ名　藝ヲ用フ　尒藝之河波万十七ノ五十丁　これに准らへて「にきやか「にきはふなとのきにも藝を用ふへくおもはる

○はまぎよき濱浄　藝ヲ用フ　はま藝欲伎万十五ノ十四丁　こゝろきよきなどもこれに准らへて藝を用ふへし

○ほこゝぎす鳥名　藝ヲ用フ　保等登藝須万葉集中

○みなきらひ水流ル皃也　蟻ヲ用フ　みな蟻羅毗紀齊明　「たなきらひ「あまきらひなどもこれに准らへて藝を用ふへし

○しぎ山つみ神号　藝ヲ用フ　志藝山津見神古上

【祁】

○云々けクル意ノ詞也云々アレト云ツ　祁鶏家計ヲ用フ　やましろに伊斯祁こりやま伊斯祁伊斯祁古下仁德やましろに伊辭鶏こりやま伊辭鶏之鶏紀同　はつ雪はちへにふり之家万廿ノ五十三丁　うくひすは柰家同五十七丁　けふふる雪のいや之家よごこ同六十三丁　山時鳥一聲も柰家十九ノ廿四丁　時鳥あひだしまし於家十五ノ卅九　奈家こいひし山はこゝぎす十八ノ九丁　多計こへいご妹がみしかみ万二ノ十六丁　皆かくのごとし但し万葉十四ノ十二丁ニ「くつ波氣わかせ

とあるは不正歟、又はかせの意なるべきか

○云々け「カラ「カレト云ニ通ふけ也　祁計鷄稽家ヲ用フ　さがし祁こ古下仁徳しがな稽ば紀雄略こほ鶏ごも万四ノ廿五丁ひさし家まくに十一ノ廿丁こひし家ば万十四ノ廿八ノ廿三丁すべな家なくに十五ノ廿三丁君におくれてうつし鶏めやも十二ノ四十二丁うつし家めやも十五ノ卅四丁いのちをし家こ十七ノ廿三丁廿六丁みちのこほ家ば同廿ノ廿丁さぶし計めやも五ノ廿五丁　一處も氣を用ひたる事なし

○云々け東語きくと云フへき處に用ふるけ也　祁家ヲ用フ　かなし家いもそひるもかなし祁万廿ノ廿七丁佐祁久同廿八丁うらがなし家十四ノ廿五丁なやまし家同卅三丁たか家かもたむ同十四丁かなし家同廿八丁卅二丁　廿ノ廿七丁廿五丁に氣を用ひたるは正しからす

【二言】

○けり辭也　祁啓鷄計家介ヲ用フ　さやぎてあり祁理「たふこくあり祁理古上たふこくあり計利紀神代　あけに啓梨紀繼体　みれこあかす介利万十八ノ九丁ちかづきに家里同七丁つきはきに家里十七ノ十二丁いひ

つかひ計理五ノ卅一丁みちはあれに鷄里三ノ五十九丁ちりすきに祁里九ノ廿一丁あり計利「あり家利「わたり祁里續日宣命 皆かくのとし

○云々けりて上よりいひつゝくる詞に前の条のけりとは異也 祁家ヲ用フ すみかたぶ祁里古下清寧なてしこは秋さくものを君がいへの雪のいはほに左家理けるかも万十九ノ卅三丁 佐家理こも十七ノ卅一丁 鳥すた家里こ同四十五丁 きりたなび家理十五ノ十丁 つらゝに宇家里同十三丁 こはまさしきてにをはにはあらねとりなれへつゞけには皆てにをはに用ふる假字を用ひたりこの外は上よりいひつゞくるけには氣を用ひて祁なとゝは用ひす心をつくへし

○ける辭也 祁家結谿鷄奚計ヲ用フ さし祁流しらに古中應神おいに祁流古下雄畧いひ祁流万十五ノ廿六丁わかれきに家流同丁露そおきに家類同十七丁わびそしに結類四ノ廿八丁ちりに奚留かも三ノ廿丁おほにみ見谿流同九十八丁のイ あかいふも計類一ノ十五丁すきてきに計類二ノ廿丁露そおきに鷄類七ノ四丁かゝはし家流續日宣命、廿ノ廿三丁に「たえに氣流かもとあるは不正なり又万葉には家のふりを多く用ひて外の假字はいといとすくなし

あめはふり計類の訣カ

○云々ける上よりいひつゝくるけ也 祁鷄家ヲ用フ うしは祁流こめ古中神武は祁流たち古中崇神は鷄流たち同紀ま

祁流あをな古下仁德伊家流しるしあり万十八ノ十七丁伊家流ごもなし同十六丁佐家流さくら十七ノ廿五丁うばひて
佐家流五ノ十九丁さかりに散家留同丁いま佐家留ごご同十四丁佐家流さかり十八ノ廿六丁十七ノ廿六丁佐家流なでしこ
廿ノ四十五丁左家流あしび同六十二丁ふりお家流ゆきを十七ノ四十十四ノ十一丁たなび家流あまのしら雲十五ノ七丁たま
し家流同廿八丁秋風のふきこきし家流廿ノ四十七丁山下ひかげかづら家流十九ノ四十五丁　ふみお祁留佛足石哥ごり
ふ計魯祝詞式　十七ノ卅四丁に「佐氣流さかり廿ノ廿二丁に「波氣流たちなとあるは不正

○けれ辭也　祁家計ヲ用フ　かみ祁礼かも古中仲哀わか家礼ば万五ノ四十丁へだてたり家礼十八ノ十五丁いたはし
計礼ば五ノ廿八丁たひし家礼やも十八ノ卅一丁ひぢてぬれ計礼二ノ十三丁かしこ家礼ごも續日宣命

○云々けれ上よりいひつゞくるけ也　祁家ヲ用フ　すみかたふ祁礼古下濟寧よの中のつねし奈家礼ば万十七ノ廿六丁
つかひ奈家礼ば十五ノ十三丁をくよしのそこに奈家礼ば十七ノ四十五丁なをはしに於家礼十四ノ廿四丁わすれが
ひよせきて於家礼十五ノ十四丁佐家礼ごも十五ノ廿一丁はなも佐家礼ご一ノ十二丁　氣を用ひたる處は一つもなし

〇けく辭也　祁稽家計鷄ヲ用フ　いらな祁久「かなし祁久古中應神はへ祁久しらに古中應神おほ祁久「な祁久同神武おほ鷄句「な鷄句同紀さし鷄區しらに紀應神はし稽矩も繼体をし稽矩もなし雄畧はへ鷄區しらに應神いらな鷄區かなし鷄區仁德う計久「つら計久万五ノ卅七丁よ家久同卅九丁いた家苦十七ノ廿三、丁廿六丁　家口「いらな家久やす家久同廿六丁おし家口五ノ卅九丁をし家〇もなし十四ノ卅丁ねた家口十八ノ十九丁こひし家口十ノ廿八丁十七ノ廿丁四十二丁うれし家久十八丁廿一丁しる家口十一ノ四十丁みまくほし家口同廿九丁はまのさや家久七ノ廿二丁やのしげ計久二ノ卅四丁こひのしげ鷄鳩八ノ五十七丁　猶ありこはけくとのみいひてけきといへる事はをさく〵なきを古事記神武段の哥に志祁去岐ともあれはまれにはいへる事もあるか外に例なき事なり　万葉十八ノ廿丁に「たのし氣久とあるは正しからす又さやけく「たひらけくのけには氣を用ひたりこは氣の部に見ゆ

〇云々けに異ニ也　家ヲ用フ　ひに家に万十五十八丁うたて家尓廿ノ十三丁いやひ家尓同六十丁ひに異に八ノ五十三丁

異家ノ字かり字なり

〇けば此けは一格也　祁鷄ヲ用フ　まかず祁婆こそ古下仁德まかず鷄麼こそ同紀

○けむ辭也　祁鷄計家ヲ用フ　かみ祁牟古中仲哀かみ鷄武紀神功こもちせり祁牟齊明いほりせり計武万一ノ廿五丁あそひ家無五ノ九丁ひれをふり家無同廿四丁さきてこす祁牟廿ノ十六丁きみかぬれ計武二ノ十三丁なきに鷄鵡かも八ノ十六丁　はかり家牟續日宣命まさめにみ祁牟佛足石哥　此類ひ皆准らへて知へし但し万葉十七ノ九丁に「みれどあかに氣牟とあるは正しからす

○云々けむカランと云フ意ニ聞ゆる「けむ也　祁鷄家計ヲ用フ　いのちのまた祁牟人は古中景行うらこほし祁牟古下清寧はや祁牟古中應神はや鷄務紀仁德まそ祁務紀景行たかはな家牟こ万十七ノ四十五丁さふし家牟かも四ノ五十五丁こひはしげ家牟廿ノ廿丁ふねははや家無十九ノ卅六丁もち月のたゝはし計武こ二ノ廿七丁　よ家武「つたな家牟續日宣命　万葉十七の四十二丁に『けなか氣牟とあるは正しからす

○けめ辭也　鷄家計ヲ用フ　おやなしになれなり鷄迷や紀推古そのこはあり鷄梅紀仁德かみ鷄梅かも神功おもほし計米か万一ノ十七丁さきじ家米やも十八ノ卅八丁いはれ奚米三ノ廿六丁おもひ鷄目かも同五十四丁さぶし計米やも五ノ廿五丁　かしこ家米やも十九ノ卅三丁　猶おほし准らへ知へし

アメフレバ将ケ蓋ケトオモヘルカサノ山万三ノ廿一丁

○ける衣ヲ着る也　祁家蓋ヲ用フ　なが祁せるおすひのすそ古中景行このあが家流いもがころも万十五ノ廿丁
蓋せる衣四ノ十七丁

○ける来　家價ヲ用フ　つかひの家礼ば万十七ノ廿丁かへり家流人きたれりと十五ノ卅七丁おくり家流廿ノ五十五丁ものいはす價にて廿ノ廿丁ふさたをり家流をみなへしかも十七ノ十七丁

○けふ今日　祁家計介ヲ用フ　祁布古下雄畧万廿ノ卅八丁介敷十八ノ八丁家布廿ノ五十八丁五ノ十七丁計布十五ノ廿七丁
廿ノ十七丁氣を用ひたるは不正なり

○かけ地名　家雞ヲ用フ　可家のみなと万十四ノ卅二丁可雞山同十六丁

○つけ大和ノ地名　祁鶏ヲ用フ　都祁古中神武延喜式闘鶏紀仁徳雄畧都介和名抄

○をけ人名　祁計ヲ用フ　袁祁王古下安康弘計紀顯宗

【三言】

○けらし辭也　祁家計ヲ用フ　しほひに祁良志万九ノ八丁　あひ計良思十五ノ十九丁　へなりに家良之廿ノ十四丁
しほひに家良思七ノ十四丁三ノ十九丁　志かし家良斯も五ノ十四丁　ひれふり家良之同廿五丁　いひつき家良之十八ノ廿五丁
又五ノ十五丁に「なりに家良ずやなどもありこれにも家を用ふ

○けらし辭　家介ヲ用フ　いひつて介良久万五ノ卅一丁　くるしきものにあり家良久四ノ五十二丁　はかり家良久續日宣命

○けまく辭　家ヲ用フ　かたり家末久は万十八ノ廿六丁

○けまし辭　計ヲ用フ　かよひ計萬四は万三ノ四十六丁

○けしき異也　家ヲ用フ　家思吉こゝろ万十四ノ廿三丁十五ノ卅七丁

○おほけ人名　祁ヲ用フ　意富祁王古下安康

○おけつ人名　祁ヲ用フ　意祁都ひめ意祁都命古中開化

○うけら草名 家ヲ用フ 宇家良万十四ノ八丁廿六丁

○さけひ叫 家ヲ用フ 佐家婢万十一ノ四十丁

○すけき際也 鶏ヲ用フ をすの寸鶏吉万十一ノ三丁

○たけき健 祁鶏稽家ヲ用フ 多祁流古中景行 いづも多鶏流紀崇神 多稽屡紀神武 多稽眉紀神代 多鶏備万十一ノ二丁 ますら多祁乎廿ノ五十丁 多家乎十九ノ四十一丁 多祁伊奈太伎佐耶布都神社神名帳

○みけし衣 祁家ヲ用フ 美祁斯古上 美家思万十四ノ三丁

【四言】【五言】【六言】

○いたけそ社名 祁ヲ用フ 伊太祁曾續日二神名帳和名抄

○たけそかたまたま也 鶏ヲ用フ 多鶏蕪香尓万六ノ卅四丁

○はしけやし 愛　祁家ヲ用フ　波斯祁夜斯 古中 景行　波思家夜之 万十七ノ卅一丁 四十四丁

○をけつひめ 人名　祁ヲ用フ　袁祁都ひめ 古中 開化

○たけりの宮 安藝ノ 地名　祁ヲ用フ　多祁理宮 古中 神武

【氣】

○云々け 上よりいひ つゞくる也　氣凱既ヲ用フ　夜氣牟しばかき 古下 清寧　うみが由氣ば 古中 景行　ひが氣流みや 古下 雄畧　みづ愈凱ば 紀顯宗　かく由既は 万五ノ 十丁　いつしかあ氣む 十八ノ 七丁　なつさひ由氣ば 万十五ノ 十三丁　さよふ氣て 同十 二丁　風布氣ば 同廿 一丁　つぎてき奈氣ば 同廿 四丁　うやつかづ氣て 十九ノ 十二丁　あき都氣ば 同十 三丁　さづ氣たまへる 廿ノ五 十一丁　しもお氣ごも 十八ノ 廿八丁　安流氣ご 同卅 五丁　いでて伊氣ば 廿ノ 十九丁　われにかき無氣 十九ノ 廿一丁　こりてなつ氣な 同十 九丁　いねつけば 十四ノ 廿丁　や氣はしぬこも 十七ノ 十七丁　安氣てをちより 十五ノ 卅一丁

官本一本幽齋本並家作氣

猶おほし准らへ知へし万葉十五ノ卅九丁にほとゝきすあひたしましおけなか奈家はとあるは正しからす

○け日也　氣ヲ用フ　氣ながく古下允恭万二ノ八丁十廿五丁　氣ならへて万三ノ十七丁　このたびの氣に十三ノ卅四丁　なかき氣に九ノ廿三丁　ながき氣を卅ノ十九丁

○け消ノ約也　氣既ヲ用フ　ゆきは氣ぬごも万五ノ十九丁　あさ露の既やすきわがみ同廿七丁　氣のこりの雪廿ノ五十二丁　氣ずてわたるは十七ノ四十二丁

【箇カ】○け箇イ箇　氣該ヲ用フ　許氣古上　子該紀神代　たまけ紀武烈

万葉十四に『乎家』とあるは正しからす

○け食也　氣ヲ用フ　宇氣ひめ古上　宇氣もち紀神代　おほみ氣万廿ノ廿五丁

○け木　概開氣ヲ用フ　彌概『彌開』紀景行　麻氣ばしら万廿ノ廿一丁　まつの氣廿ノ卅八丁

【二言】

○云々けき上よりいひつゞくる詞也　氣ヲ用フ　かそ氣伎万十九ノ廿二丁四十八丁　ゆた氣伎廿ノ廿六丁廿五丁　さや氣古廿ノ五十

二丁十七ノ卅六丁　あきら氣伎廿ノ五十一丁

○云々けく上よりいひつゞくる詞なり　氣ヲ用フ　たひら氣久万五ノ卅七丁廿ノ卅八丁續日宣命祝詞　さや氣久十三ノ五丁十七ノ四十一丁廿ノ廿五丁　すむや氣久十五ノ卅四丁　やすら氣久祝詞

これらは祁の部の「いらなけく」「かなしけく」「うれしけくなとゝはいひさまことなるゆゑに用ふるかなも異なるへしなおもひまかへそ

○云々けし上よりいひつゝくる詞也　氣ヲ用フ　しづ氣師万三ノ四十丁　はる氣之十七ノ卅五丁

さやけしなと准らへ知るへし

○云々けみ上よりいひつゝくる詞也　氣ヲ用フ　あから氣美古中應神

この外にけみといふかな書を見あたらす

○云々けき上よりいひつゝくる詞也　氣ヲ用フ　さや氣佐伊勢風土記

此類ひの詞准らへ知るへし

○けさ今朝　氣ヲ用フ　氣佐万十七ノ十八丁

○けた稲葉ノ地名　氣ヲ用フ　氣多のさき古上

○けつ人名　氣ヲ用フ　氣菟のわくこ紀舒明

○けひ越前ノ地名　氣ヲ用フ　氣比古中仲哀万十五ノ八丁

○あけ明　氣開ヲ用フ　阿開にけり紀繼体よは安氣ぬらし万十五ノ六丁　あさ氣十七ノ十八丁　こきも安氣なくに同丁

万葉十四廿丁に「安家」ぬしたとあるは正しからす

○いけ池　氣閉戒ヲ用フ　伊氣古中應神万十四ノ廿四丁　伊閉紀繼体　伊戒仁徳

○うけ浮　氣ヲ用フ　船を宇氣すゑ万廿ノ卅四丁十七ノ卅六丁

○かけ懸　氣該既ヲ用フ　またまを加氣古下允恭たれか柯該武よ紀雄略ひれこり加氣て古下雄略　可既ま

くは万五ノ十三丁・万十四ノ廿一丁に『かゝみを可家とあるは正しからす

○さけ酒　氣階開ヲ用フ　佐開『佐階紀崇神　左氣万五ノ十九丁

○さけ放　氣ヲ用フ　ふり佐氣万十五ノ十九丁廿ノ廿六丁十七ノ卅四二丁卅丁　こき舍氣紀允恭万十五ノ卅二丁十四ノ廿丁　かたり左氣十九ノ十一丁　こひ佐氣五ノ五丁續日宣命

‖祁家なとを用ひたる事一處もなし

○すけ助　氣開ヲ用フ　須氣古中神武　輸開紀同

○たけ竹　氣開ヲ用フ　いくよ陀氣「たしみ陀氣古下雄畧　多氣同　いくみ娜開「よだ開紀繼体　さす陀氣推古　うゑ多氣万十四ノ卅二丁　さす太氣十五ノ卅五丁

○たけ嶺　氣ヲ用フ　くしふる多氣古上　をむろか多氣古下雄畧　この多氣万五ノ廿四丁

○たけ　氣ヲ用フ　やふね多氣万七ノ廿五丁

○つけ付　該氣ヲ用フ　かなき都該紀孝德　ゆひ都氣万十五ノ卅五丁卅六丁　きぬにすり都氣十七ノ十二丁　こゝろ都氣すて十九ノ十四丁　そて都氣ころも廿ノ十四丁

廿ノ廿六丁に祁を用ひたるは正しからす

○はけはかせノ約り也　氣開ヲ用フ　たち波氣ましを古中景行　たち波開ましを紀同　梓弓つらをこり波氣万二ノ十一丁

○ひけ引　氣ヲ用フ　比氣こり古上

○まけ任　氣ヲ用フ　麻氣のまに〳〵万廿ノ卅六。十七ノ廿二丁

○まけ負　概ヲ用フ　磨概し紀神代

○みけ筑紫ノ地名　概開ヲ用フ　彌概「彌開紀景行

○むけ平　氣ヲ用フ　武氣万五ノ十三丁

○むけ向　氣ヲ用フ　へ牟氣こかむこ万廿ノ卅四丁　かき無氣十九ノ廿一丁

○某わけ別　氣ヲ用フ　はづら和氣古中開化　ほむつ和氣同垂仁　はやふさ和氣紀仁徳　氣都和氣神社神名帳

○わけ人ヲ賤メテ云詞也　氣ヲ用フ　和氣万四ノ廿八ノ廿一丁

【三言】

○うけひ祈　氣ヲ用フ　宇氣比古上古中垂仁紀神代神功

○うるけ　該ヲ用フ　于樓該ち紀神代

○かける翔　氣慨ヲ用フ　加氣流古下仁徳万十七ノ四十五丁　箇慨梨紀仁徳

○たけち大和ノ高市也　氣ヲ用フ　多氣知古下雄畧

○たすけ助　氣ヲ用フ　多須氣万十八ノ廿丁

○たむけ山ノ頂也　氣ヲ用フ　多武氣万十五ノ卅一丁十七ノ四十四丁

○はたけ畑　該氣ヲ用フ　波陀該紀仁賢　波多氣万十八ノ卅二丁

○ひけた地名　氣ヲ用フ　比氣多古下雄畧

○みやけ屯倉　氣居ヲ用フ　彌夜氣紀垂仁　彌移居同舒明

○けだし蓋　氣ヲ用フ　氣太之万十七ノ四十六丁十八ノ八丁十九ノ卅丁

○けづる梳　氣ヲ用フ　氣頭良受万十八ノ廿四丁

○さつけ授　氣ヲ用フ　佐豆氣万廿ノ五十丁

○ゆふけ夕占　氣ヲ用フ　由布氣万十四ノ廿一丁 十七ノ卅一丁

○わゝけ　氣ヲ用フ　和和氣

【四言】

○おほやけ大和ノ地名　該ヲ用フ　於裒野該紀武烈

○うけぐつ穿沓　既ヲ用フ　宇既ぐつ万五ノ七丁

○かまけり喧　氣ヲ用フ　加麻氣利万廿ノ廿丁

但し此けは祁を用ふへきか云々けりといふ言祁を用ふる例なり

○ほこゆけ矛ヲ用フルサマ也　氣ヲ用フ　矛(ホコ)由氣古中神武

○わかぬけ人名　氣ヲ用フ　和訶奴氣王古中成務

【五言】【七言】【八言】

○さけつしま 地名 氣ヲ用フ 佐氣都しま 古下仁德

○かみつけぬ 國名 氣ヲ用フ 可美都氣努 万十四十三丁 家ヲ用タルハ不正

○しもつけぬ 國名 氣ヲ用フ 之母都家努 万十四ノ十二丁

上の条と並へあはするに家を用ひたるは不正なるへくおもはる

○いすけよりひめ 人名 氣ヲ用フ 伊須氣よりひめ 古中神武

○さたけさはやちぬみ 神号 氣ヲ用フ 佐多氣佐波夜遲奴美神 古上

この部

【古】

校云同は固ナラン

○こ子　古同枯故胡姑ヲ用フ　いざ古 古上万十六ノ廿九丁 くめの古 古中神武 　おほる古 古下仁德 かりは古むらし

同　そびのイ古 古中景行 くめの固 紀神武 　おみの姑 紀武烈 わぎも古 紀仁德 　わがせ故 紀允恭 　めづら古 紀繼体 　あづ

まをの故 万廿ノ十八丁 わがせ古 十七ノ十七丁 　わがせ故 同丁 　わがせ枯 二ノ十四丁 まゝのて胡な 十四ノ九丁

此外をも准らへ知へし許なとを用ひたる事決てなし

○こ籠　姑故ヲ用フ　肉入籠此云二文之梨姑一明 紀齊明 故にものたなふ 万十四ノ十八丁

○こ小　古故ヲ用フ　おゆひの古すゝ 古下允恭紀安康 　古たよる 古下雄畧 　古さる 紀皇極 　古すげ 万十四ノ廿五丁

古しば 廿ノ廿二丁 ねつ古ぐさ 十四ノ廿六丁 古すげ 同廿五丁 　しひの故やで 同廿四丁 小松 十二ノ三丁 小屋 十一ノ四十六丁

○云々こくをこと云ふ處ニ用フルこ也　古胡ヲ用フ　比古ふね 万十四ノ十六丁 　由古さき 廿ノ卅丁 　こまの由

胡のす 十四ノ卅一丁 　佐古久志留 儀式帳伊勢風土記

【二言】

○かこ播磨郡名　古ヲ用フ　可古のしま万二ノ十五丁

○かこ水手　古故ヲ用フ　加古万十五ノ十一丁　可故廿ノ十八丁

○こき搔也　古ヲ用フ　そてに古伎れつ万十九ノ廿二丁八ノ五十五丁　古吉しける花のには廿ノ四十七丁

○ここ物ノ皆　二ツトモニ古胡ヲ用フ　古胡こもみ万十六ノ廿八丁

○こし國名　高故古ヲ用フ　故志古上万十五ノ卅一丁　高志古中崇神出雲風土記　古之万十九ノ卅丁

○こし出雲地名　高古ヲ用フ　高志古上　古志出雲風土記

○こし『こえ『こゆ越　古固故ヲ用フ　たこしに固さば固し要てむかも紀崇神　ふたり古喩れば紀仁徳　やま古曳て紀齊明　古思がり万十四ノ卅丁　やまさか古延て十七ノ廿一丁　やま故要て廿ノ四十四丁　やまこひ古由留十九ノ廿三丁をばなふき古酒廿ノ廿丁

猶おほし一處を許なとを用ひす

○こな地名　故ヲ用フ　故奈のしらね万十四ノ廿二丁

○こば地名　古ヲ用フ　古婆のはなり万十四廿五丁

○こひ戀　古孤故胡ヲ用フ　古斐古上　うら胡本し古下清寧　姑哀しき『姑悲むも紀齊明　孤悲万十七ノ七丁一ノ廿七丁　古非十四ノ十六丁五ノ十五丁　胡悲し　故非十五ノ七丁　古保しき五ノ十七丁

万葉廿ノ巻に已を用ひたる處もあるは正しからず

○こふ筑前地名　故ヲ用フ　故布のはら万五ノ十三丁　子負原同十二丁

○こま馬　古故胡ヲ用フ　くろ古麻紀雄略万十四ノ十七丁　古麻万十四ノ廿九丁　あか故麻同卅一丁　あか胡麻十四ノ卅丁

○たこ越ノ地名　古胡枯ヲ用フ　多古のしま万十七ノ四十六丁　多胡のさき十八ノ九丁　多枯のうら十九ノ廿三丁

○たこ上野郡名　胡ヲ用フ　多胡万十四ノ十二丁

○にこ和也　古胡ヲ用フ　尓古や古上　備古彌こそ紀皇極　尓古ぐさ万廿ノ十四丁十四ノ七丁　尓胡や万四ノ十九丁

今本に『むしぶすま奈胡やとあるは奈は爾のうつし誤なるへし『ナコは『奈其と濁りてとなふる詞なり

○某ひこ男稱、彥也　古胡顛ヲ用フ　あちしきたか比古泥古上　あぢ次きたか避顛禰紀神代　みまきいり毗古古中崇神　みまきいり寐胡紀同　比古おす王古中開化　比古ゆむすみ同　日子遲古上　すくな比古奈万十八ノ廿五丁　さて比古万五ノ廿四丁　猶あまたあり

○むこ津國地名　古故庫ヲ用フ　務古紀神功　牟故万十五ノ六丁　武庫十七ノ七丁

○もこモトコノ畧也　古胡ヲ用フ　毛古古中應神　毛胡紀仁德

○やこ姓　胡ヲ用フ　陽胡史紀推古姓氏錄

○あこ地名　胡ヲ用フ　阿胡紀持統　安胡のうら万十五ノ九丁　阿胡のうみ十三ノ八丁七ノ十四丁

【三言】

○あこし紀國ノ地名　古ヲ用フ　阿古志紀持統

○あこね 地名　胡ヲ用フ　阿胡根のうら 万一ノ十一丁

○いこま 大和地名　古故ヲ用フ　伊古麻 万廿ノ廿九丁　伊故麻やま 十五ノ五丁

○こがた 地名　古(ママ)ヲ用フ　子難懈(ツミ) 万十二ノ廿六丁

○こしま 人名　故ヲ用フ　故思麿古 紀雄略

○こしひ 人名　古ヲ用フ　古慈悲 万十九ノ四十一丁廿ノ六十一丁續日十八

○こすけ 地名　古ヲ用フ　古須氣 万十四ノ廿四丁

○こなみ 前妻　古固ヲ用フ　古那美 古中神武　固奈瀰 紀同

○こはた 日向ノ地名　古ヲ用フ　古波陀 古中應神紀同

○こまろ 人名　胡古ヲ用フ　胡麿 万十九ノ七丁四十二丁　古麿 續日宣命

○こくみ瘜肉　古胡故ヲ用フ　古久彌儀式帳　胡久美延喜式和名抄　故求彌貞觀儀式

○かこや矢ノ名　胡ヲ用フ　麻可胡也万廿ノ五十丁

○はこね伊豆ノ地名　姑故ヲ用フ　波姑禰万十四廿丁　波故禰同七丁　筥根七ノ十五丁

かくあれは筥のこにも古を用ふるなるへし神名帳に波古神社といふもあり

○はこや仙境ヲ云　孤ヲ用フ　藐孤䠶の山万十六ノ廿三丁

○まなこ小沙　胡ヲ用フ　麻奈胡万十四ノ七丁　麻奈胡神儀式帳

○まろこ人名　古高ヲ用フ　麻呂古王古下欽明姓氏錄　丸高王古下繼躰

○みこし相模ノ地名　胡ヲ用フ　美胡之万十四ノ六丁

○みやこ都　古故ヲ用フ　美夜古万五ノ十丁十五ノ七丁十七ノ九丁　彌夜故十八ノ卅丁　宮子一ノ九丁

○をここ男　古孤枯ヲ用フ　袁等古古上紀神代　烏等孤紀神代　つき人乎登枯万十五ノ九丁

【四言】

○いこきな 夷ノ人名　高ヲ用フ　伊高岐那 紀天武

○いみかこ 人名　古ヲ用フ　伊美賀古王 古下欽明

○かこゆみ 古ノ弓の名　古ヲ用フ　麻迦古弓 古上

○かしこし 恐　古固故ヲ用フ　あや訶志古泥神 古上 加斯古美 古下雄畧　舸娑固瀰 紀同 訶之古彌 推古　加之

古伎 万廿ノ十五丁　加思故美 十五ノ十六丁卅一丁　恐古じもの 續日宣命

○ししりこ 夷地名　姑ヲ用フ　肉入籠此云之之梨姑 紀齊明

籠の字は古の字のかり字にて通用するかなり万葉一ノ十五丁に「射等籠(イラコ)のしまとある又同丁に伊良虞と

もありこれ古と籠とかよふもじなるかゆゑなり

○たこむら　古ヲ用フ　多古牟良 古下雄畧

○なでしこ草ノ名　古故ヲ用フ　那泥之古万十八ノ廿九丁　奈泥之故廿ノ巻十九ノ巻

○にこよか笑貌　古故ヲ用フ　尒古餘可万廿ノ十四丁　尒故余かに十一ノ卅九丁

○ひこほし星ノ名　古ヲ用フ　比古保思万十五十八丁

○やまびこ谷響　故ヲ用フ　山妣故万八ノ廿八丁十五ノ廿二丁

【ご】

○よぶこごり鳥名　孤ヲ用フ　喚孤鳥万十ノ十九丁　喚子鳥八ノ十四丁

【呉】濁音　こは古を濁りてとなふる時に用ふる假字也

○某ご子也　呉誤吾悟ヲ用フ　阿誤紀神武　けつのわく呉紀舒明　しひのわく吾紀武烈　但し吾の字は呉の字の誤りにはなるましきか

○こ鷺　許ヲ用フ　許ごき万十四ノ廿六丁

○こ來　許己虛渠去ヲ用フ　いますけに許ね古中神武　わがもこに虛む紀仁德　さきで渠ぬ孝德　いがへり去弁ぞ紀允恭　さきで己ずけむ万廿ノ十六丁　かへり許む十八十六丁　猶おほかれとも異ならぬは畧きつ

【二言】

○こぎ地名　許ヲ用フ　許我万十四ノ卅三丁

○こが船ヲ漕也　許己ヲ用フ　許藝万十七ノ四十八丁十五ノ十三丁　己藝十七ノ廿七丁十九ノ十丁

○ここ此處　許己ヲ用フ　許己みれば万廿ノ廿五丁　わは己許にして十四ノ卅丁

○こし腰　許擧己ヲ用フ　許斯古中景行万五ノ九丁　擧始紀皇極　己志万廿ノ卅八丁

○こじ『こず木ヲヌク也　許ヲ用フ　ね許士に許士て古上　い許自万八ノ十四丁

○こせ 大我ノ地名又姓也　許巨ヲ用フ　許勢古中孝元万一廿四丁　巨勢万一ノ廿四丁神名帳

○こそ 地名　許ヲ用フ　許曾万十四ノ廿三丁

○こそ 願詞　許巨ヲ用フ　あらずあり許曾万十一ノ十八丁　いほよつぎ許增六ノ十八丁　又古事記上巻『うちやめ許世泥万葉十五ノ廿七丁に『ちり許須なゆめ二ノ十三丁に『あり巨勢ぬかもなど活用してもいへり

○こそ 辭也　去許已舉虚ヲ用フ　おほくにぬし許曾は古上な許曾は古下仁德な虚曾は紀同あめに舉曾紀雄略云々去曾同允恭　こひ許曾まされ万十ノ卅九丁なに已曾よされ十四ノ廿二丁むね已所いため三ノ五十六丁さためぬに已曾あれ續日宣命『万葉十四ノ十丁に『わすらえこば古曾菅家万葉に『たつたひめ子曾なとあるは正しからす

○こぞ 去年　許ヲ用フ　許序万十八ノ卅一丁

○ここ 言葉　許已ヲ用フ　許登をこそ紀允恭　許知でつるかも万十四ノ七丁　已登にてにしか同廿五丁

廿ノ廿二丁に古訓を用ひたるは不正

○こと　異　許ヲ用フ　許登なぐし古中應神

○こと　事　許居己ヲ用フ　いかにふ居等そ紀繼体　おなじ許等万十五卅七丁　たゆる許登なく同卅四丁　なぐさむる己等もあらむこ十七ノ廿九丁　はかる己止續日宣命

○こと　琴　許莒虛擧ヲ用フ　許登古下仁德　莒等紀繼体　虛等紀應神　擧騰紀武烈　許等万五ノ十二丁　巨騰同丁

○この　此　許虛己ヲ用フ　許能みきは古中仲哀　虛能みきは紀神功　許能てらす万五ノ七丁　これや己能十五ノ十九丁

○こひ　乞　許居己ヲ用フ　な許波さは古中應神　な居波さば紀同　かみを許比のみ万廿ノ五十九丁　あふき許比のみ五ノ四十丁　己比のみ十七ノ四十六丁　廿ノ廿二丁に古訓あか古比すなむとあるは違なり

○こへ　人名　許ヲ用フ　か遍まろ万八ノ四十四丁

○こま　高麗也又甲斐國ノ郡名　巨ヲ用フ　巨麻にしき万十四ノ廿丁　巨麻郡神名帳和名抄

○こめ 米 渠ヲ用フ 渠梅紀皇極

○こも 菰 許ヲ用フ たしみ許母古中景行紀同カイ許母古下允恭万十五ノ十五丁

○こら『ころ 是也 許ヲ用フ すべもなくくるしくあればいてはしりいなゝごおもへご許良にさやりぬ万五ノ廿八丁 たびこいへはここにぞやすきすべもなくくるしきたびも許等にまさめや十五ノ卅六丁 あしからのをてもこのもにさすわなのかなるましづみ許呂あれひもこく十四ノ五丁 あしがりのまゝの小菅のすがまくらあせかまかさむ許呂せたまくら十四ノ廿丁 からすこふおほをそこりのまきてにもきまさぬ君を許呂くこそなく同廿八丁

皆『これ『こりやなといふ意にきこゆ兒の意にはあらす子のかなには古故胡などのかなを用ひて許巳などをは用ひさる例なり

○こる 木ヲ切ル也 許ヲ用フ たき木許流万十四ノ十六丁

○これ 是 許巳ヲ用フ 許礼はふさはず古上 巨礼やこの万十五ノ十五丁

○ころ頃　許ヲ用フ　この許呂万十四ノ廿六丁

○こゑ聲　許己ヲ用フ　許惠万五ノ十一丁十七ノ十二丁己惠五ノ十七丁
十五ノ十二丁に古を用ひたるは不正但し已の字の誤り歟

○しこ醜　許居去ヲ用フ　志許め古上志祁去岐古中神武葦原色許男神古上肉色許男古中孝元之居め紀神代志こ
の志許くさ万四ノ五十丁四去ほこゝきす十ノ廿丁　万葉十六ノ九丁に故を用ひたるは不正

○そこ其處　許虚己ヲ用フ　曾許におもひて古中應神曾虚におもひ紀仁德曾許もあかにこ万十七ノ廿六丁所許
におもはく九ノ十八丁曾己をしも十七ノ卅七丁所虚ゆゑに二ノ卅一丁

○そこ又そこ至リ極ル處ヲ云　許己擧虚ヲ用フ　訓レ常ヲ云フ二登許一ト古上　みな曾虚紀仁德　たな則
擧紀顯宗みな曾己万廿ノ五十七丁わたの曾許五ノ十三丁曾許比のうら十五ノ卅四丁

○ここ常也　許己虚ヲ用フ　登許よにもがも古下雄畧等虚しへ紀允恭等己しへ万十八ノ廿六丁等許なつ十七ノ四丁

登許はつはな同卅一丁等許やみ十五ノ卅三丁

○ここ床　許虚據ヲ用フ　登許古中景行万五ノ廿八丁十四ノ十八丁　さよこ虚紀仁德　さねこ據紀神代

○ここ人名　許ヲ用フ　得許紀文武

○のこ地名　許ヲ用フ　能許のうら万十五ノ廿丁

○ほこ矛　許己ヲ用フ　富許古上万十七ノ廿六丁四十二丁十八ノ卅丁　保虚紀齊明　保己万十七ノ卅三丁

○よこ横　許己ヲ用フ　余許古中應神　與許やま万十四ノ廿九丁　與己さ十八ノ卅六丁

○をこ　許ヲ用フ　袁許古中應神　紀に□を用ひたるは己の誤り歟

【三言】

○おこし起　許ヲ用フ　ふり於許之万十七ノ廿二丁

○おこす遣　許己ヲ用フ　於許せむ万十八ノ廿四丁　於己勢十九ノ十二丁

○きこゆ人名　莒ヲ用フ　枳莒喩紀雄略安閑

○きこゆ聞　許虛擧己ヲ用フ　岐許延古中應神　枳虛曳紀同　枳擧曳紀雄略　伎己要ず万十九ノ卅六丁　伎許由十四ノ十七丁　吉許延五ノ卅二丁

○きこし『きこす聞召　許己ヲ用フ　ありこ伎許志て古上　おほろかに枳許さぬ紀仁德　企許斯をす万五ノ七丁　伎己之めす廿ノ廿五丁

○こきだ『こきし幾許　許居ヲ用フ　許紀陀古中神武　居氣儾紀同　許紀志古中神武　居氣辞紀同

○ここだ『ここば幾許　許己ヲ用フ　許許陀万五ノ十八丁　許己婆十四ノ廿八丁

○こゝの九　許虛ヲ用フ　許許能よ古中景行　虛虛のよ紀同

○こころ心　許居虛己去ヲ用フ　許許呂古上古中應神　許居呂紀應神　虛虛呂仁德　許己呂万十九ノ十一丁　去去里廿ノ廿一丁

○こここ神号又人名　許ヲ用フ　許碁登臣古下反正　許語等武須毗紀神代

○こしき甑　許ヲ用フ　許之伎万五ノ卅丁

○こつみ木屑　許ヲ用フ　許都美万廿ノ卅三丁十四ノ卅三丁

○ここご　許ヲ用フ　許等度紀神代

○こなら栯木也　許ヲ用フ　許奈良万十四ノ十四丁

○こぬみ地名　許ヲ用フ　許ぬ美のはま万十二ノ卅五丁

○このみ好　許ヲ用フ　許能美万十五ノ卅五丁

○こはた山城地名木幡也　許ヲ用フ　許波多古中應神

○こほり郡　己ヲ用フ　己富里紀繼体

○こほり氷　許ヲ用フ　許保里万十一五十四丁

○こもり隱　許己ヲ用フ　許母理く古下雄畧許母理づ同仁德　擧暮利く紀雄畧　許母利ぬ万十七ノ十六丁　己母理たひ同廿九丁己母利つま十九ノ十一丁　猶おほし

○こやる又こい臥　許己ヲ用フ　許夜流『許夜理古下允恭許夜せる紀推古　なびき許伊ふし万十九ノ廿八丁十七ノ廿三丁己伊ふし十七ノ廿六丁

○ころひ嘖讓　擧許己ヲ用フ　擧盧毗紀神代　許呂波要万十四ノ廿九丁　己良例同廿八丁

○ころし人名　許ヲ用フ　許呂斯紀仁德

○ころす殺　許ヲ用フ　許呂佐務紀崇神

○ころも衣　許虚己去ヲ用フ　許呂母古上万十五ノ廿丁　虚呂望紀仁德　己呂母万十四ノ廿三丁　去呂毛廿ノ四十二丁

○ころも 人名又地名 許莒ヲ用フ 許呂母之別古中垂仁 莒呂母能古紀仁德

○しこり 頻 許ヲ用フ 思許理万十二ノ四丁 あき自許里七ノ廿五丁

○そこば 幾許 許ヲ用フ 曾許婆万十七ノ卅四丁

○とこよ 底寄國 許己擧虚ヲ用フ 登許余古中仲哀 等虚豫紀神功 騰擧預のかみ紀皇極 等己與のくに万五ノ廿三丁

○ところ 冬薮蕷 許ヲ用フ 登許呂づら古中景行

○ところ 處 古ヲ用フ 等己呂万十九ノ四十七丁

○のこり 殘 許己ヲ用フ 能許利万五ノ十九丁 能己佐牟十五ノ卅七丁

○ほこり 誇 許ヲ用フ 保許里万十七ノ四十五丁

○まこと 誠 許ヲ用フ 麻許等万十四ノ九丁

○みこと命之尊　許擧已ヲ用フ　かみの美許等『つまの美許登古上美擧等紀神代ち、の美許等』はの美已等万十九ノ十四丁　いもの美許等五ノ五丁

○もころ如　許已ヲ用フ　母許呂を万十四ノ廿二丁　をかもの母已呂同廿九丁　たゝりし母毛呂廿ノ廿八丁

【四言】

○こきばく幾許　已ヲ用フ　已伎婆久万廿ノ廿五丁

○こきたく幾許　已ヲ用フ　已伎太久万二ノ四十五丁

○そこらく幾許　已ヲ用フ　曾已良久万九ノ十八丁

○こちごち被方此方　許虚ヲ用フ　許知碁知古下雄畧虚知期知万二ノ卅九丁

○こゝノ＼恐　許據ヲ用フ　よの許登碁登古上よの據鄧馭鄧紀神代くぬち許等其等万五ノ六丁

○こゝはり理　許ヲ用フ　許等和利万十九ノ廿九丁

○このしろ魚名又人名　擧ヲ用フ　擧能之應紀皇極

○こむかひ向也　許己ヲ用フ　許牟可比たちて万十八ノ卅四丁　己向立而十ノ廿六丁

○ころふす臥　許ヲ用フ　許呂臥万二ノ卅二丁

○いこばや人名　許ヲ用フ　伊許婆夜和氣古中垂仁

○いこちに神号　許ヲ用フ　日名照額田毗道男伊許知邇神古上

○いなこし人名　許ヲ用フ　伊那許志別古中孝元

○いやちこ灼然　擧ヲ用フ　以耶知擧紀景行

○おこなひ行　虚ヲ用フ　於虚奈比紀允恭

○おしころ隠伎國又ノ名　許ヲ用フ　忍許呂別古上

○すゝこり人名　許ヲ用フ　須須許理古中應神

○たなそこ手掌　擧ヲ用フ　陀那則擧紀顯宗

○ここたち神号　許ヲ用フ　登許多知古上

○ねもころ懇　許己居ヲ用フ　爾毛己呂万十四ノ十三丁十八ノ卅丁　爾母許呂廿ノ四十七丁　根毛居侶九ノ十五丁

○ひこつる引　許ヲ用フ　比許豆良比古上

○ほひこりハビコル也　許ヲ用フ　保妣許里万十八ノ卅三丁

○をちこち彼地此地也　許ヲ用フ　乎知許知万十七ノ卷十九卷

【五言】

○こゞろこし物ノ音也　許ヲ用フ　こゞろ許志古上

○こゞこほる滞　己ヲ用フ　等騰己保里万廿ノ卅四丁

○はこくにぬ神号　擧ヲ用フ　播擧矩爾ぬの命紀神代

【六言】

○いしこりこめ神号　許居ヲ用フ　伊斯許理度賣古上伊之居梨度咩紀神代

○こをろこをろ凝　許ヲ用フ　許袁呂許袁呂古上古下雄略

○をてもこのも此面彼面ト云ニ同ジ　許ヲ用フ　乎氏毛許乃母万十四ノ五丁十七ノ四十六丁

【碁】濁音

【二言】

○云々ごこ毎　期其ヲ用フ　こき其等尓万廿ノ十四丁　もの其等尓同廿五丁　ひこ期等尓五ノ十六丁

○其ここ事　碁其ヲ用フ　かたり其登『かたり碁登古上

○某ここ言也　其ヲ用フ　人其等万十四ノ廿丁

○ごこ如　碁語其ヲ用フ　かみの碁登古中應神　かみの語等同　なるさはの其登万十四ノ四丁

○ごみ『こめ隠　碁語其ヲ用ッ　つま碁微古上　つま語昧紀神代　はる其米尓万十七ノ卅九丁

○某こも菰　碁其ヲ用フ　たつ碁母古下履中　まを其母万十四ノ廿丁同廿八丁

○某ごろ頃　期其ヲ用フ　つき期呂万四ノ四十九丁　月其呂八ノ卅九丁

【三言】

○ここごさ人名又神号　碁語ヲ用フ　許碁登巨古下反正　許語等むすび紀神代

○なごや和　其ヲ用フ　奈其夜万十四ノ廿五丁

○にごる濁　其ヲ用フ　尓其礼留万十四ノ卅一丁

○のごひ拭　其ヲ用フ　能其比万廿ノ卅四丁

○ゆごり人名　碁ヲ用フ　且波由碁理古中開化

○某こもり隠　碁語御其ヲ用フ　あをかきやま碁母礼流古中景行　ふほ語茂利紀應神　つま御暮屢紀武烈

しづくへ御暮梨同　あま其毛理万十五卅八丁　よ其母理十九ノ十五丁

○某ごろも衣　其ヲ用フ　さ其呂毛万十四ノ十丁　志た其呂毛十五ノ廿三丁　そてつけ其呂母廿ノ十四丁

○某ごころ心　其ヲ用フ　こ其己呂万廿ノ四十五丁　此類准らへ知るへし

【四言】

○こちごち彼方此方　碁期ヲ用フ　許知碁知古下雄略　虚知期知万二ノ卅九丁

○ここごこ悉　其莒叡ヲ用フ　よの許登碁登古上　よの據鄧驭鄧紀神代　くちぬ許等其等万五ノ六丁　人も許等期等同卅一丁

○いこのふ　碁ヲ用フ　伊碁能布古中神武

○ひめこそ社名　碁語ヲ用フ　比賣碁曾社古中應神　ひめ語曾社紀垂仁

【六言】

○おのごろしま島名　碁ヲ用フ　淤能碁呂しま古下仁德

○わごおほきみ我大王　其期ヲ用フ　和其おほきみ万廿ノ廿五丁　和期おほきみ十八ノ十二丁　一ノ廿三丁

昭和四年五月十五日印刷
昭和四年五月二十日發行

日本古典全集
第三期【非賣品】

假字遣奧の山路
上卷

編纂者 正宗敦夫

東京府北豐島郡長崎町一六二
發行者 合資會社 日本古典全集刊行會
代表社員 長島東一

裝幀者 廣川松五郎

東京府北豐島郡長崎町一六二
印刷者 不二製版印刷所
高瀨清吉

發行所
東京府北豐島郡長崎町一六二
合資會社 日本古典全集刊行會
振替東京七三〇三二